

## 平成27年涌谷町議会定例会12月会議（第1日）

平成27年12月4日（金曜日）

### 議事日程（第1号）

1. 開 会

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 会議録署名議員の指名

1. 会議日程の決定

1. 諸般の報告

1. 議員派遣の結果報告

1. 行政報告

1. 一般質問

1. 議案第81号 涌谷町行政区長設置に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第82号 涌谷町町税条例の一部を改正する条例

1. 議案第83号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係  
条例の整理等に関する条例

1. 議案第84号 工事請負契約の変更契約の締結について

1. 議案第85号 平成27年度涌谷町一般会計補正予算（第6号）

1. 議案第86号 平成27年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

1. 議案第87号 平成27年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

1. 議案第88号 平成27年度涌谷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

1. 議案第89号 平成27年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）

1. 議案第90号 平成27年度涌谷町水道事業会計補正予算（第2号）

1. 議案第91号 平成27年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）

1. 議案第92号 平成27年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）

1. 議案第93号 町長等の給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条  
例の一部を改正する条例

1. 議案第94号 工事請負契約の締結について

1. 請願・陳情審査報告

1. 請願・陳情

1. 休 会

午前10時開会

出席議員（14名）

1番	大友啓一君	2番	只野順君
3番	後藤洋一君	4番	久勉君
5番	杉浦謙一君	6番	大平義孝君
7番	伊藤雅一君	8番	門田善則君
9番	鈴木英雅君	10番	木村正義君
11番	長崎達雄君	12番	加藤紀君
14番	大泉治君	15番	遠藤积雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大橋信夫君	副町長	佐々木忠弘君
総務課参事兼課長	渡辺信明君	総務課 防災交通室長兼 班長事務取扱	達曾部義美君
企画財政課 参事兼課長兼 財政班長事務取扱	今野博行君	まちづくり推進課長	小野伸二君
まちづくり推進課 企業立地推進室長	大崎俊一君	税務課長	泉沢幸吉君
町民生活課長 兼町民生活班長 事務取扱	牛渡俊元君	町民医療 福祉センター長	青沼孝徳君
町民医療 福祉センター 副センター長	高橋正幸君	町民医療 福祉センター 総務管理課長	浅野孝典君
町民医療福祉 センター参事兼 福祉課長	高橋宏明君	町民医療福祉 センター 健康課長	熊谷健一君
農林振興課参事	村上芳行君	農林振興課長 兼農林振興班 長事務取扱	遠藤栄夫君
建設課長 兼建設班長 事務取扱	佐々木竹彦君	上下水道課長	平茂和君
会計管理者兼 会計課長	高橋貢君	農業委員会 事務局長兼 総務班長事務取扱	瀬川晃君
教育委員会教育長	笠間元道君	教育総務課長 子育て班	今野千鶴君
生涯学習課参事	小野寺和敏君	生涯学習課長	藤崎義和君
代表監査委員	遠藤要之助君		

---

事務局職員出席者

事務局 長 佐々木 健 一  
主 査 金 山 みどり

総 務 班 長 木 村 智香子

◎開会の宣告

(午前10時)

○議長（遠藤稔雄君） 皆さん、おはようございます。

12月会議にご出席、まことにご苦労さまでございます。

今期の定例会におかれましても、皆様方の特段のご協力をお願い申し上げましてスムーズかつ効率的な議会としたいと思っておりますので、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

ここで、開会前にお知らせしておきます。農業委員会会長から東京で農業委員会会長全国大会がございまして、それに出席のため欠席の届け出が出ております。また、教育総務課長から欠席の届け出をいただいておりますし、それにかわりまして今野班長が出席いたしております。

開会前に副町長から10月1日付及び12月1日付の人事異動について皆様に説明がございまして、これを許可します。副町長。

○副町長（佐々木忠弘君） 皆さん、おはようございます。

議会前の時間をおかりいたしまして、新組織の体制をご紹介したいと思います。

9月1日、大橋町長が新しい体制ということでスタートいたしました。10月1日と12月1日、異動して今の体制をつくってございます。それをご紹介したいと思います。

まず、私の隣、町長の大橋でございます。右隣が総務課長の渡辺でございます。企画財政課長の今野でございます。まちづくり推進課長の小野でございます。2段目に入りまして、農林振興課長の遠藤でございます。農林振興課参事の村上でございます。

12月1日付でまちづくり推進課の中に企業立地推進室をつくってございます。その室長で大崎でございます。

かわったところだけ説明いたしたいと思っております。向こうにまいります。

監査委員の遠藤代表監査委員でございます。きょう、先ほど議長から報告がありましたが、教育総務課長の城口がきょうは欠席してございます。

2段目、医療福祉センター副センター長高橋でございます。生涯学習課長藤崎でございます。生涯学習課参事小野寺でございます。農業委員会事務局長の瀬川でございます。福祉課長の高橋でございます。最後、私、副町長の佐々木でございます。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 本日12月4日は休会の日でございますが、議事の都合により平成27年涌谷町議会定例会を再開いたし、12月会議を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（遠藤稔雄君） 直ちに会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（遠藤稔雄君） 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりでございます。

---

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（遠藤稔雄君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により議長において、5番杉浦謙一君、6番大平義孝君を指名いたします。

---

◇

◎会議日程の決定

○議長（遠藤稔雄君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

12月会議の日程につきましては、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、12月会議の日程は本日1日と決しました。

---

◇

◎諸般の報告

○議長（遠藤稔雄君） この際、諸般の報告をいたします。

諸般の報告の内容は、お手元に配付しております印刷物のとおりでございますので、ご了承いただきたいと思  
います

---

◇

◎議員派遣の結果報告

○議長（遠藤稔雄君） ここで、議員の派遣を行ったことに伴う結果報告を行います。

市町村議会議員特別講座Ⅱ（政策基本コース）に派遣されました議員を代表いたしまして、只野 順議員にお  
願いいたします。

○2番（只野 順君） おはようございます。

市町村アカデミーの研修、市町村議会議員特別講座政策立案コースに派遣されましたので、研修をしてまいり  
ました。私と久議員が研修を行ってまいりました。報告書に書いてありますので、かいつまんで主な内容をお話

したいと思います。

講義の内容については、政策立案演習について、新潟県立大学国際地域学部の准教授であります田口一博先生が具体的に演習の狙いあるいは多様化する市民自治に確立して対応するという一方で、地域諸課題を解決するための地方議員の政策企画立案というものの養成をするということでお話を聞いてまいりました。

演習テーマに関しましては、大きなテーマとしまして今の現実であります人口減少社会の対応と地方創生でございました。具体的に政策立案演習、討議あるいは議会における政策立案の考え方、講義、そして立案演習の討議、まとめとして発表講評という形でお話を聞いてきました。

まず、10月28日の講義は、地域資源の再発見と地域づくりということで地域再生マネジャーでありますふるさと財団の講師、斉藤俊幸氏が各地の事例を参考にしましてお話がありました。大まかに言いますと、地域で小さな一番をつくれということが講義での斉藤先生のお話しされた内容と理解してまいりました。

次の日の29日、30日に関しましては、各班に分かれましてそれぞれ持ち寄ったテーマを持ちましてお話をし、あるいは討議をし、講義の演習ということで具体的にそれぞれが取り組んでまいりました。私のK班は具体的な討議では課題の選別、現状であります小諸市の市議の方がおりましたので、その方を中心といたしまして現状の分析、そしてこれからの課題ということで内容を1日半ぐらいお話ししながら具体的にどうするかということをお話し合いをしながら討議を重ねてまいりました。

小諸市は直径500メートル以内に市庁舎、図書館、大型スーパー、病院とかを集約して、歩いて生活ができるまちづくりを目指しておるようでした。しかしながら、郊外に高齢者の方々が住んでいることに関しまして、交通手段の確保が必要ではないかあるいは中心市街地といわれる町並みの5割ほどが空き店舗になっているので、この店舗を3割に減らすための活性化を図りたいということをもちまして対応しようというお話でございました。予算に関しましては、NPO法人あるいは民間の市民団体の方々の力をかり、まちづくり会社、財源は地方創生交付金で行うという方向で対策を立案してまいりました。

各県のメンバーは宮城県大和町の馬場様、鹿児島県阿久根市の岩崎様、熊本県山鹿市の服部様、長野県小諸市の田中様、そして私只野でございました。

短い日数でございましたけれども各地の市町村議員の皆さんとお話をし、そして具体的にこれから町をどうするのかということで、議員みずからが政策提案、立案をしながら、町長ともに町執行部、そういった町をよくするとか町の課題をきっちり把握して政策立案するのが議員の使命だと考えてまいりました。今回、市町村議員講座に派遣させていただきまして、こういったことを学んでまいりました。今後とも議会活動、あるいは議員活動として派遣されたことに対して御礼を申し上げるとともに町のために尽くしてまいりたいと思います。

以上で報告を終わります。終わります。

○議長（遠藤釈雄君） ご苦労さまでございました。

以上で、議員派遣の結果報告は終了いたしました。



◎常任委員会所管事務調査報告

○議長（遠藤釈雄君） 次に、常任委員会所管事務調査報告を行います。

総務産業建設常任委員会久委員長に報告をお願いします。

○総務産業建設常任委員長（久 勉君） 総務産業建設常任委員会では、メインテーマは人口減少に歯どめをかける魅力あるまちづくり、定住交流人口の増加を掲げ、それぞれ課題問題を選定しこれらに即した具体的な調査内容を行いました。

平成26年は11回、平成27年は7回行っておりました、それぞれ各課の聞き取りを行いました、総務課、行政改革大綱の進行管理は実施されている。企画財政課、町民バスの効率化について不十分である。まちづくり推進課、空き地の有効利用については進展がありません。農林振興課、農業委員会、耕作放棄地対策が不十分であります。防災交通室、防災無線の聞こえないところへの対策が不十分である。建設課、県道河南築館線の整備は進展がありません。

それぞれ、課の課題は皆わかっているんですけども、解決に向けての努力が十分されているとは思えない。課の課題を町全体としてどう取り組むべきかという視点での話し合いがされているとは思えません。特に健康文化複合温泉施設の運営については抜本的な改善をすべきであると思います。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） ご苦労さまでした。

次に、教育厚生常任委員会鈴木委員長に報告をお願いします。

○教育厚生常任委員長（鈴木英雅君） それでは、教育厚生常任委員会の報告をさせていただきます。当委員会でも住みよいまちづくりをモットーに調査してまいりました。調査の目的としまして住みよいまちづくりをとにかくテーマに決定いたしまして、将来を見据えた課題解決策を講じているかを調査行いました。

調査経過でございますけれども、きょうの報告書を後で目を通していただければいいのかなと思います。

調査内容でございますけれども、教育部門、健康福祉部門、公営企業部門、生活環境部門と分けまして調査を行ってまいりました。

調査した結果、まとめといたしまして教育部門ではただいま進行されております学校等適正規模適正配置に対し、統合推進委員の皆さんが今真剣に話し合われております。平成27年4月に新制涌谷中学校が開校されました。平成28年4月には篁岳小学校、小里小学校も統合が決定され、新しく篁岳白山小学校が開校されます。推進委員会ではその開校に向けての協議がなされております。その協議内容はまだまだ地域住民に説明不足の点がございましてので地域に出向きまして住民の理解を十二分に得られるような報告をするべきでございます。また、適正配置はスムーズに進むようその辺も含めまして強く望むものでございます。児童生徒の安全性に配慮した環境整備が早急に望まれます。

白山小学校アスベスト除去工事のため、開校時期がおくれることになると思われます。一日も早い開校を希望するものでございます。

子育て支援といたしまして、保護者の教育費の軽減負担に向けた取り組みや子育て支援の環境整備が必要と思われます。

公民館は、平成26年度中に完成されましたが、公民館機能の充実を考慮すべきであります。また、これからも町民の要望に応え、多くの方々が利用できる施設であるよう検討すべきであると言えます。

健康福祉部門、児童生徒の肥満対策では全町を挙げ、系統を立てた施策の展開が必要であります。高齢者福祉

では、施設の充実とスタッフへの支援等を評価する点はございますけれども、まだまだ十分とはいえず、スタッフの増員、処遇改善策、将来を見据えた取り組みが必要であります。

公営企業部門、国保病院、病院改革プラン等の進行を健康と福祉の丘運営委員会の指摘を尊重しながら実施すべきと考えます。今後とも地域包括医療ケアシステムの先進地として課題意識を常に持ちながら事業展開を強く望むものでございます。

公共下水道、企業会計を見据えた取り組み等で接続率の向上も見えますが、まだ十分とは言えません。未接続者への積極的なPRと勧誘に努め、さらなる接続率の向上を望むものでございます。

生活環境部門といたしまして、環境衛生、空き家状況は年々増加傾向で危険を伴う空き家もございます。町独自の施策も早急に必要と思われまます。ごみの量の増加が処分費の増加にもつながっております。ごみの分別、減量化の周知、その他の対策が必要と思われまます。以上、報告申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） ご苦労さまでした。

なお、報告の内容については、各委員会からの課題及び意見等が入っておりますので、執行部におかれましては対応について検討されますようお願い申し上げます。

---

◇

### ◎監査報告

○議長（遠藤稔雄君） 次に、定例会10月会議で議決され、議会が監査請求いたしました事項について遠藤代表監査委員から結果報告をしていただきます。遠藤代表監査委員、ご登壇願います。

〔監査委員 遠藤要之助君登壇〕

○代表監査委員（遠藤要之助君） それでは、監査の報告をいたします。

報告は監査報告書の朗読をもって報告にかえさせていただきます。1ページをお開きいただきます。

議会の請求に基づく監査結果報告。

1、監査請求の内容。

（1）監査事項。平成25年度（災）涌谷公民館解体工事及び平成27年度旧篁岳中学校改修工事の事務が適正に執行されたかどうか。

（2）理由。上記の工事2件でいずれも契約施工後にアスベストが建設されているため。

2、監査の期間。

平成27年10月27日から平成27年11月20日まで。

3、監査を実施する監査委員名。

涌谷町監査委員遠藤要之助。同杉浦謙一。

4、監査の概要。

（1）監査の対象とした事項。関連する次の業務を監査の対象とした。平成25年度（災）涌谷公民館解体工事。平成26年度（仮称）小里篁岳小学校改修設計業務。平成27年度旧篁岳中学校改修工事監理業務。平成27年度旧篁岳中学校改修工事。



(2) 着眼点。

ア、平成25年度（災）涌谷公民館解体工事関係。

(ア) 発注者はアスベストに関して旧設計図書や現場の確認をしたか。

(イ) 発注者から施工業者へアスベストに関する情報提供があったか。

(ウ) 施工業者は解体工事開始前にアスベストに関する事前調査を行ったか。

(エ) アスベスト発見から解体までの処理が適切であったか。

イ、平成26年度（仮称）小里・笹岳小学校改修設計業務。

(ア) 設計者はアスベストに関して旧設計図書や現場の確認をしたか。

ウ、平成27年度旧笹岳中学校改修工事監理業務。

(ア) 施工監理者はアスベストに関して発注者、施工業者へ適切な対応をとったか。

エ、平成27年度旧笹岳中学校改修工事関係。

(ア) 発注者はアスベストに関して旧設計図書や現場の確認をしたか。

(イ) 発注者から施工業者へアスベストに関する情報提供があったか。

(ウ) 施工業者は解体工事開始前にアスベストに関する事前調査を行ったか。

(3) 監査の方法。

企画財政課、生涯学習課、教育総務課から提出された関係書類等の審査確認を行うとともに、平成27年11月9日午後1時から企画財政課職員、同1時15分から生涯学習課職員、平成27年11月10日午前10時から教育総務課職員より聞き取りを行った。

平成27年11月11日午後1時15分から株式会社北陵建設現場代理人長谷川 徹氏立ち合いのもとで、旧笹岳中学校改修工事現場の確認を行った。さらに、地方自治法第199条第8項に基づく参考人として、平成27年11月12日午後2時から株式会社北陵建設現場代理人長谷川 徹氏より、平成27年11月12日午後4時から有限会社テラ構造設計代表取締役高橋一夫氏、同室長高橋哲朗氏より聞き取りを行った。

(4) アスベスト対策に関する法規制等。

建築基準法。建築物に増改築または大規模の修繕・模様替えを行う場合には既存部分に使用されている吹きつけアスベスト等を除去しなければならない。工作物についても建築物と同様の規制を受ける。（法第86条の7、令137条の4の3、令第137条の12）

労働基準法に基づく石綿障害予防規則における規定。事業者は、建築物の解体等をする場合あらかじめ当該建物等において石綿の使用の有無を目視、設計図書等により調査をし、その結果使用の有無が明らかとならなかったときはさらに分析調査しこれらの調査結果を記録し、またこれらの調査結果の概要等について掲示しなければならない。ただし、石綿が吹きつけられていないことが明らかで石綿が使用されているものとみなし法令に定める

処置を講ずるときは分析調査についてはこの限りではない。（規則第3条）

発注者はその請負人に対し当該仕事に係る建築物等における石綿の使用状況等を通知するよう努めなければならない。（第8条）

大気汚染防止法。建築物等を解体し、改造し、または補修する作業を伴う建設工事の受注者は当該解体等工事

が特定工事に該当するか否かについて調査を行うとともに、発注者に対し調査の結果について説明しなければならない。（第18条17第1項）

解体等工事の発注者は当該解体工事の受注者が行う同項の規定による調査に要する費用を適正に負担すること。その他当該調査に関し必要な処置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。（第18条17第2項）特定工事、石綿が質量の0.1%を超えて含まれている建材を含む工事等。

（5）書類審査及び関係者からの聞き取りの概要。

ア、平成25年度（災）涌谷公民館解体工事関係。

（ア）①涌谷公民館解体工事の積算見積もりは3社から参考見積もりを徴し、それをベースに自前で積算見積もりをした。その際、担当者は役場内外の経験者のアドバイスを受けたがアスベストに関してのアドバイスはなかった。また、みずからも求めなかった。

②以前の諸検査でアスベストはなしとする報告があるため、担当者は当該建物にアスベストが存在するかもしれないという認識はなかった。よって、アスベストに関する諸官庁（国土交通省、環境省、厚生労働省）から出ている指導マニュアル等の存在を確認していない。

③工事発注に際し入札前の現場説明会でアスベストの有無について口頭で質問があったが、その内容は担当者の記憶が定かでなく、記録もない。

④新築時（昭和47年）の旧図面と現場の確認が十分ではなかった。

⑤アスベストは施工業者が本体解体前に事前調査をして発見し、事後の処置に遺漏はなかった。

（イ）企画財政課（入札担当者）。

①現場説明会における質疑応答の記録をしていないが、特にルール等はなく、以前から記録をしていない。担当者は司会進行と出席者確認の業務のみであった。

（ウ）（有）テラ構造設計。

①公民館における平成21年の（有）テラ構造設計が実施した定期調査報告書（建築基準法第12条による）では、アスベストの有無についての項目になしとの記載があるが、調査は目視であり、天井は囲い込みしてあるため確認できなかった。煙突については見落とした。

②解体の積算見積もりに関してアドバイスを求められたが、アスベストに関するものはなかった。

イ、平成27年度旧籠岳中学校改修工事関係。

（ア）教育総務課。

①アスベストに関する諸官庁からの通知、指導マニュアルの存在を知らなかった。

②公民館解体時にアスベスト除去の追加工事があったが、今回の工事発注に際しアスベストの存在を疑わなかった。

③アスベストに関して新築時（昭和45年）の旧図面や現場の確認はしていない。よって、設計業務委託、工事発注の際に施工業者に対してアスベストに関する情報提供は行っていない。

④教育委員会（平成26年3月20日の教育委員会会議録による）において、工事概要を説明した際に、教育委員会から公民館とのかかわりでアスベストに関して注意を促す発言があったが、職員の異動等で後任者に伝わっていなかった。

(イ) (株) 北陵建設。

①入札前の質問書にアスベストに関するものはなかった。他社のものにもなかった。

②現場代理人は、工事着工を前に旧図面や現場での事前調査が義務づけられていることを知らずに着工し、工事を続行していた。アスベストの存在を疑ったことはなかったし、アスベストに関する処置等も熟知していない。

③アスベストの発現は作業中に（元機械室兼ボイラー室、現小規模倉庫）偶然に確認した。その他の箇所にアスベストがあるかの詳細調査をしサンプル検査をした。

(ウ) (有) テラ構造設計。

①設計業者として当然しなければならない旧図面と現場での確認がずさんであった。

②旧図面に岩綿吹きつけとアクリルリシン吹きつけとの記述があるにもかかわらず、アスベストが含有すると認識しなかった。建設年代から当然アスベストの存在を確認すべきであるのに、未確認のまま設計と積算見積もりをした。よって、アスベストに関する件で発注者に対してもアドバイスはしなかった。

③9月11日にアスベストらしきものが発見されたと施工業者から連絡を受けてからの指示や、発注者への連絡にも適切さを欠いている。

(6) 監査の所感。

ア、平成25年度（災）涌谷公民館解体工事関係。

(ア) アスベストに関する関係官庁（国土交通省、環境省、厚生労働省）等の諸法令や指導マニュアルによれば、発注者の義務として情報提供が明記されているので所管課においてこれらの確認をし、情報を共有し、確実に認識していれば今回のような事案は起きなかったと思量される。

イ、平成27年度旧籠岳中学校改修工事関係。

(ア) 3者（発注所管課、設計者、施工業者）に旧籠岳中学校改修工事のアスベストに関しての認識が不足していた。

(イ) 発注所管課、施工業者は関係官庁から出ている指導マニュアル等の存在すら熟知していない。

(ウ) 発注者は情報提供、施工業者は事前調査の義務を果たしていない。設計者は設計するに当たって旧図面や現場確認により事前調査をする必要があった。

(エ) 公民館の事案や教育委員会での意見や指摘が活かされていない。このことは教育委員会部局内の連携不足が認められる。

(7) 監査の判断。

平成25年度（災）涌谷公民館解体工事、平成27年度旧籠岳中学校改修工事ともに事務執行については一部に適性を欠いたと思量される。

以上でございます。以下については省略いたします。

○議長（遠藤 稔君） 長い間の監査、大変ご苦勞さまでございました。

これより、ただいまの代表監査委員の監査報告に関する質疑に入ります。

質疑ございませんか。8番。

○8番（門田善則君） 誰もないようなのでさせていただきます。

まずもって、監査委員さんにおかれましては本来であれば我々議会がこの調査をすべきところでありましたが、

選挙があるということで監査委員さんのほうに地方自治法利用させていただきまして、調査をさせていただきました。本当にご苦労さまでございました。お礼を申し上げたいなと思っております。

さて、今回の監査委員の報告を27日に議会から渡されまして読ませていただきました。本当に大変ご苦労なされたんだなと思っております。しかしながら、今回の監査結果を見ると監査委員の所感といたしまして、町も設計者もまた請負業者も落ち度があったなという書き方をされております。

しかし、私からすれば町民の大事な税金を使った建物がこういった形の中で行われたことを非常に残念に思っています。なぜ、町が発注者がこのことを見過ごしてしまったのか。また、設計者はプロであります。そのプロがわからなかった。監査委員さんの報告ではそう書いてあります。そんなの本当に現実的にあっているものなのか。これは設計者として全くど素人と同じ。これは私もいろいろなところの設計関係に聞きました。疑ってかかるのは当たり前のことだそうです。昭和何年の建物といたら確実にあると思ってかかるのが当たり前だと聞いております。それを公民館の改修工事と同じ設計で、また箕岳中学校改修工事でも同じ工事でミスをするということは。私からすれば意図的ではなかったか。後でもらえばいいんだという考えも成り立つわけであります。

その辺についても監査委員さんの報告を見れば、やはりお互いに3者が何となく曖昧かつその仕事を軽く考えた。職員も軽く考えて、また設計者は当然してくれるんだろうという思い込み、そういったものが十分に考えられるという報告書になっていると思われる。その辺については町当局が反省すべきことであって、執行者の今後の発注については十分に職員教育をしなければならないことではないかと私は考えます。

後で、きょうのことは監査委員さんの質疑でありますから、町長には質疑できませんけれども、このことは深く重く受けとめて町民にも知らせるべき重大な問題だと私は認識しております。ですから、町執行部においては監査委員さんのこの報告書を重く受けとめて、町民に広く、反省するところは反省し、職員の教育、ましてや入札においての安かろう悪かろうでは困るということも今後の改善策として、安いところに発注してしまったことが結果的にこういったことを生んでしまったということも踏まえて、反省することは反省し、町民に広くこのこともお知らせすべきであろうと考えるところであります。

そして、監査委員さんに一つお聞きしたいのは、最後の監査判断において思量という言葉をお使いになっております。思量という言葉は辞書で調べました。いろいろ思いをめぐらし考えることという言葉の表現がありました。思量の中にも思い、はかりの量という書き方もあればいろいろのりょうがあります。でも監査委員さんが書かれているのは思いの重さをはかる量であります。このことについては、いろいろ思いをめぐらし考えることと書いてありますが。その辺についてももう少し具体的に、私からするとこのことはだめだったと、このことはよかったという最終的な書き方をされてもよかったのではないかと考えましたが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 代表監査委員。

○代表監査委員（遠藤要之助君） ただいまのお話、質問ではないですけれども、前段のお話、公民館と箕岳中学校の設計の関連についてお話し申し上げますけれども、公民館は設計業者に積算見積もりは委託しておりません。報告書にも書いてあるとおり参考見積もりは業者からとりましたけれども、それを参考にして担当者が自前で見積もりしておりますので、一応建前上は公民館と箕岳中学校の設計見積もりは違います。そのことを確認させていただきます。

どこがよくてどこが悪かったのかということを書くべきではなかったのかというお話でございますけれども、悪いことだらけでよいことはほんの一部でございます。

1点申し上げますと、公民館において解体をした業者が規則どおりに事前の調査を行った。本格解体前に事前調査を行ってアスベストを発見したということによって適切な処置をとることができた。いいというか、私としてみれば当然のことですけれども、唯一、法規則に沿った業務というのはこれ1件だけでございます。当然のことをしたまでですから、報告書には記しませんでした。

特に悪いことは何かというと、特筆されるべきかどうかわかりませんが、法律を読む限りでは因果関係ははっきりしなかったので書かなかったんですけれども、設計業者の義務といいますか、あえて責任という言葉は使いませんでしたけれども、私の知識の浅さから条文を読む限りでは責任という言葉が出てきませんでしたので、報告書には責任という言葉は使いませんでした。世間一般にいう責任という表現を使わせてもらえれば設計業者の責任がどこまであるのだろうか。施工業者と設計業者の関係は発注者と同等の責任が求められると思います。そうすると、発注者の責務は努力事項なんですね。アスベストに関してあるであろうということを情報提供しなければならぬという努力事項なんですね。そうすると、設計業者の仕事がずさんであることは明確でありますけれども、そのずさんさをどこまで追及できるかということについては私は法律の専門家ではないので、明確にすることはできませんでした。

ということで、どこがどう悪かったかということについては明確に示すことにちゅうちょしましたので、迷ったときは明確にすべきでないだろうということで、そのことについての判断は見送りました。

思量されるという文言でございますけれども、8番門田議員も辞書で確認したとおり、ここに書いてあるだけのものではなく相当の膨大な資料を点検調査いたしました結果集約されたのがこの報告書でありますので、裏にはさまざまなものがありました。それらに対して思いめぐらすことが多々あったということでご理解を賜れば幸いです。以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 今の代表監査委員のお話を聞けば、恐らくもっと書きたいこともあってそれを皆さんにお知らせしていいのかなど、いろいろ思いをめぐらせたという部分の中で思量というお言葉を使ったと考えられるところですが、これは涌谷町の発注業務は今までもかなりの莫大な金額が発注されてきている状況があります。今回、こういった結果が出てまた同じことを繰り返すことは二度とあってはならないというのが私の考えであります。

ですから、今回のこの件を重大に受けとめて、我々議会としても重大に受けとめて、今後の発注業務に際しても点検、改める必要があるんだろうと考えております。そのためにも、このことは議会においても正直やはり特別委員会をつくってやるべきだったんだろうと思うし、たまたま選挙があつてこういった結果になりましたけれども、これは次年度においてもきちんとした形の中で、我々議会も、私当選するかどうかわかりませんが、やらなければならないことではないかと思いますが、これは今ここにいる議員さん方、議長もこのことについては重く受けとめているとは思いますが、監査委員さんがここまで調べていただいたことをこの議員の各諸君がどのように受けとめて、今後町が発注する工事に対しての疑念を持って調査をしながら議決をしていくのかということが、大きな我々に課せられたチェック機能の議員としてのあるべき姿だと、私は思いを改めて認識した

ところであります。ですから、監査委員さんが今報告されたことを、私は深く、議員として重く受けとめなければならぬと自分にも言い聞かせております。でも、監査委員さんがここまで調べてもこれで終わったのではこれで終わったのでは町民の納得は得られないだろうなと思っております。

では、ここからなんですけれども、監査委員さんにもアドバイスをいただきたいんですが、監査委員さんはここまで調べていただいた。結果はもう出ましたとなったときに、監査委員さんも議会議員さんの経験者で大先輩でもございますから、議員の諸君にアドバイスもいただきたいんですが、今後議会としてこの監査報告をいただいたんですから代表監査委員としてのアドバイスをいただきたいんですが、議会として今後このことをどのように受けとめて解決、またはチェック機能をなすべきかと、監査委員さんとして考えられるか、その辺のアドバイスをいただければお聞きしておきたいなと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 代表監査委員。

○代表監査委員（遠藤要之助君） 大変重いご質問をいただきました。アドバイスなんてちょっと口幅ったいことなんですけれども、実は公民館の件につきましてはどのような形でアスベストが不注意のもとから、ないことになって工事発注がされたかということで私も議会を離れて8年という長いブランクがありましたので、その辺の事情がよくわかりませんでしたので、震災当時の議会の会議録を調べさせていただきました。果たして、議会の皆さんあの建物をどういうふうに見ておったか。その前に震災の後である建物が改築しなくてはならないという判断に至ったのは、どういう経過からそうなったのかというところからひもときました。

それぞれ長い間時間がたって、何回も設計変更とか何かがありまして、その都度業務委託の契約変更等がありましたので、その際に議員さんたちが公民館の建てかえということにどのように注意を払って質疑をなされているかということで、大変申しわけございませんでしたけれども、会議録からチェックをさせていただきました。一言もなかったのをごさいます。ということは、やはり議会においてもチェックの甘さがあったのかなということが私の頭に残りました。

そこで、今後についてのお話でございますけれども、当然私ごときの調査結果では議員の先生方は満足するはずもございません。間もなく改選になりますので、新任期の議員さん方がどのような考えをもってこのことを追及なされるかは私から言及するのもしがごとく思われます。それは、やはり議員の先生方が直接お考えになられて直接調査を目標を掲げて今後なされるのが当然だと思われまますので、私からは言及は避けさせていただきます。よろしくご理解を賜ります。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 先輩ということで私も甘えて聞いてしまいましたけれども、やはり代表監査委員さんからすれば当然かなというお話かなと思われまます。議会のことは議会でやれという考えは当然であろうと思われまますし、議会は町民の代表からなるわけですから、その方々がこのことを不問にすることがあつてはならないということも胸のうちに聞こえてきたなという感じもします。

そこで、議長にお話ししますが、今の代表委員さんのお言葉がありましたけれども、このことは議会としても大きくこのことを踏まえなければならぬ。重く受けとめなければならぬと私は思われまます、我々の改選時期もあすあさつてというか、もう近くに迫つて選挙もあるわけなんですけれども、やはりこのことはきちんと選挙があつてもやらなければならぬだろうと。これが町民から負託された我々議会の使命であろうと思われまます。

ので、やはり百条委員会等の立ち上げも考えざるを得ないだろうと考えますが、最後に議長さんにそのことをお聞きして終わりたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 私への質問というのは異例ですが、お知らせとして皆様にお知らせしておきます。

この件に関しましてはさっきから案内も出ておりますが、この後に議会運営委員会で協議いただきまして、議員全員による協議会において話すことに既にファクシミリ等で案内しておりますので、その際十分なるご審議をいただきたいと思います。

ほかにございませんか。7番。

○7番（伊藤雅一君） この機会ですので質問させていただきたいと思います。

ただいま報告のあります発注者、施工業者、設計者、残念ながら3者に過失があったとか落ち度があったということです。この中で特に、私は今後のためにお聞きしておきたいと思うのは、公民館でもやはり解体工事の中で発見された。学校につきましても改修工事の中で業者の方がそのことを発見された。言ってみれば同じことが繰り返されている。この点が、同じようなことがどういうわけで同じ時間もたっておらないのに繰り返されているのかなど。これにはやはり疑問がございます。委員さん、この点はどのようにごらんになったかを伺いたいと思います。

もう一つは、子供は健康への影響です。この点は監査には多分なかったと思いますが、これもやはりさかのぼって健康への影響というのはどうであったんだろうということも見ていく必要もあると思うし、今後についてもこの問題、健康への影響についてどういう対処をしようとしておるのか。この辺あたりもしお聞きになっておられるとすればお聞かせをいただきたいと思います。以上2点です。

○議長（遠藤稔雄君） 代表監査委員。報告書に既に書いてありますし、また前者の質問に、このことについては語っておりますけれども、それ以外にご答弁あればお願いしたいと思います。お願いします。

○代表監査委員（遠藤要之助君） 公民館と旧箕岳中学校のアスベストの発見の違い、どのように違ったかということでございますけれども、両件とも発注者である担当者がアスベストに対する建築物の建築年代からいって当然アスベストがあるものではないかという疑問を持って建物を見るという知識が不足しておったということであります。まず、公民館から申し上げますと、諸検査と報告書に書いてありますけれども、建築基準法第12条において特殊建物ということで学校とか劇場、公民館、ホテル、そういった不特定多数の人が集まる建物については建物によって3年とか5年の間隔を置いて調査しなさいと定められております。その調査を含めて、その他文部省関係からの通達、通知等によって公民館、学校は何度となく調査をされております。

その際に、調査についてはいわゆる破壊調査でないんですね。目視なんです。それにおいて、天井等、今当然法律が変わってむき出しにしておけませんので囲い込みをしております。目視の状態では天井裏にあることは確認できませんね。そういうことをもっと破壊調査等あるいは旧図面においてこれがアスベストではないのかという細かいチェック、そういったことをしなかった。実際に実地調査をしないで目視のみあるいは事前の報告書等の確認のみで済ませてしまった。

そして、報告書にもありますように建築基準法における調査をした業者が本当の目視のみで、公民館に実際にあった煙突、煙突というのは7番伊藤議員さんの年代であれば当然おわかりかと思っておりますけれども、アスベストが使われております。ですから、煙突があるということは年代的に当然アスベストがあるとして調査しなければ

ならないのに煙突の存在を確認しなかった。ということでアスベストなしという報告書がございます。それを信じた職員がアスベストなしということで発注業務を行ったということですね。

それから、籠岳中学校においてはいささか事情が異なりますが、報告書にも書いてあるとおり、教育委員会の会議において籠岳中学校の改修工事をする概要説明をした際に、教育委員会の委員から公民館でもそのようなことがあったんだから今度は十分に注意しなさいよという発言があったことを会議録から見ることができました。そのことが、当時説明をした職員が退職をしております、そのために後任者に事務引き継ぎの際にそれが漏れたのだらうと思われましても伝わっていません。そういったように二重三重のそれぞれの関所におけるチェックミスが重なったということで、多少公民館の場合と旧籠岳中学校での場合はニュアンスが違いますのでその辺ご理解いただければと思います。

2点目の子供への健康の影響でございますけれども、私は科学者でございませぬのでアスベストがどのような状況でどのように人間の体に影響するかについて存じ上げておりませぬ。ただし、素人でありますけれども、私が現場確認をした範囲におきましては、公民館はなくなってしまいましたけれども、できませんけれども、籠岳中学校において私が現場で確認した範囲内においてはアスベストが飛散する状況ではなかったと確認ができましたので、それはあくまでも素人判断でございますけれども、子供の健康に影響が出るような状況ではなかったと私は判断しました。私の言うことが正しいかどうか、後ほど議員さんが現場においでになられてご確認を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 7番。

○7番（伊藤雅一君） ただいまのご答弁には感謝申し上げます。

この問題は、非常に残念な話でございまして、同じ部署から連続してこういう問題が今起こっているわけでございます。本当に末案じられるという感じもします。これまでやってきたことが一体、疑われてきます。そういったことで、ひとつ監査委員長さんには今後ご苦勞をおかけしますが、これらの一部署だけでなく言葉悪いかもしれませんが、そういう体質的なものが私はこの町の内部にあるんでないかとも考えられます。よろしくひとつ監査委員長さんに目配りをしていただいて、繰り返すことのないようによろしくお願いして質問を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございせんか。町長。

○町長（大橋信夫君） この件につきましては、監査委員さんから今報告をいただきました。行政の執行者として重く受けとめておりますので、今後十分に留意しながら事の執行に当たりたいと思います。大変なご迷惑をおかけしたことをおわびします。

○議長（遠藤稔雄君） ございせんか。

なければ、この件については終了したいと思います、よろしいですか。

それでは、監査報告については終了いたしました。

休憩いたします。再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時16分

〔出席議員数休憩前に同じ〕



○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。



◎行政報告

○議長（遠藤稔雄君） 日程第3、行政報告。

町長の行政報告を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） それでは、お手元に配付いたしております資料に基づき行政報告3件を報告させていただきます。

初めに、工事請負契約の締結について及び業務請負契約の締結についてでございますが、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づかない予定価格3,000万円以上5,000万円未満の工事請負契約2件及び業務請負契約1件を締結いたしましたものでございます。

涌谷公民館太陽光発電設備工事及び高齢者福祉複合施設太陽光発電設備工事につきましては、県で創設されましたグリーンニューディール基金により防災拠点の災害時における電源確保を行うために太陽光発電設備を設置するものでございます。

次に、黄金山工業団地造成調査測量設計業務につきましては11月第1回会議で議決いただきました黄金山地内にあります黄金山工業団地につきまして造成調査測量設計業務を行うもので、それぞれ契約を締結いたしましたので、報告するものでございます。

以上、3件について行政報告とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（遠藤稔雄君） 暫時休憩いたします。

休憩中にただいまの行政報告についての質問等ございましたら、ご発言をお願いします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時30分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。



◎一般質問

○議長（遠藤稔雄君） 日程第4、一般質問。

かねて通告のございました一般質問をこれより許可いたします。

7番伊藤雅一君、一般質問席にご登壇願います。

〔7番 伊藤雅一君登壇〕

○7番（伊藤雅一君） 7番伊藤でございます。通告により質問させていただきます。

今回は、2つの件についてご質問させていただきます。

1つは質問項目1ということで、現時点での我が町の地方創生実施計画の進捗及び取り組みについて何うということ質問要旨としまして、（1）我が町の地方創生実施計画の基本となる主な取り組みについて何うということでもまずこれが1つです。

もう1点、（2）少子化人口減少問題は町の存亡にかかわる重要課題であるが、町はどう臨まれるのかお伺いをいたします。これはお話し申し上げるのがおくれでしたが、前にも私質問しております。それで回答できる段階には来ておらないということで回答がございませんでしたので、今回続けてという形でもう大分できているだろうと見込まれますので、質問させていただきました。

もう一つ、大きな2の問いです。

トヨタ系企業誘致計画（2社）の誘致条件の緩和後について何うということ。誘致条件の緩和、議会に諮られましたので、その後の進捗状態ですか、交渉がどんなふうに進んでいるのかということでお聞きしたいと思います。

誘致条件の緩和とその効果についてと条件が緩和したわけですが、そのことによる交渉といえますか、誘致という要件がどういった効果を上げておられるのか。出てきておるのか。その点お聞きしたいと思います。

以上2点です。

○議長（遠藤稔雄君） 町長、登壇願います。

〔町長 大橋信夫君登壇〕

○町長（大橋信夫君） 7番伊藤雅一議員の一般質問にお答え申し上げます。

項目1点目の、地方創生実施計画の進捗状況及び取り組みについてでございますが、現在涌谷町では第5次総合計画及び国が制定したまち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略と人口ビジョンの策定について双方の整合性を図るため同時に作業を進めているところでございます。

計画の策定に当たりましては、平成27年1月から基礎調査として町民アンケート調査や町民代表からなる町民懇話会、3地区の町民懇談会を実施し町民の方々のご意見を把握しており、また第4次後期基本計画の現況と課題につきましても整理を行ったところでございます。さらに、涌谷町の人口現状と将来の展望を提示する人口ビジョンを策定している状況でございまして、今後これらを踏まえまして今後5年間の取り組むべき施策と達成すべき数値目標等を設定した地方版総合戦略を策定するところでございます。

具体的な施策としましては平成26年度の国の補正予算に伴う地方創生先行型交付事業としまして住宅取得支援事業、生菓を生かした新商品開発・販路確保事業、アンテナショップ強化支援事業、涌谷町かがやく協働まちづくり研究所の4事業を先行してございまして、今後さらに事業展開してまいりますと考えてございます。

議員ご指摘の人口減少対策につきましても子育て支援、若者の移住・定住支援、交流事業の推進などに力を入れていくと考えてございます。

2点目の企業誘致計画についてでございますが、11月第1回会議で議決いただきました企業立地促進条例改正等によりまして、優遇措置が拡充されたものでございます。この改正によりまして、誘致条件が県内市町村の中

で平均より上のランクに位置づけられるものでございます。そのことによりまして誘致効果が上がるものと考えております。

企業誘致が実現しますと、雇用の創出や税収の増加など波及する経済効果は大きくぜひとも誘致を成功させるようしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員皆様のなお一層のご理解、ご協力をお願いいたしまして、伊藤雅一議員への回答といたします。ありがとうございました。

○議長（遠藤稔雄君） 7番、どうぞ。

○7番（伊藤雅一君） ただいまの答弁お聞きしていますと、まだ作業が進んでおらないといいますが、具体的な答弁はなかったと思うんですが、私は重要項目といいますが、主な項目と申し上げております。そういったことを挙げて具体的にこういう方法で作業は進めていきます、人口対策、少子化対策、こういうものに取り組んで結果としてはこれぐらいの効果を上げて目標に進めていくという答弁がもうそろそろ来るのかなと思って私は質問したんです、本当は。何か、今の答弁によりましてそこまでも行っていない答弁でなかったかなと思います。

それから企業誘致、企業誘致は後にします。まず、大きな1について今後の作業見通し、いつごろまでどういう作業がこれから予定されておって、国にそれを出していくのはいつごろになるのか。その出した結果も国からの返事もいつごろになるのか。そういうこと、もし何ならお聞かせをいただきたいと思います。よろしいですか。それで。お願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長兼財政班長事務取扱（今野博行君） 私からお話ししたいと思います。

町長の答弁でまいりますと現段階でということ非常に議員さんのお考えになっているようなご回答ではなかったんですけども、事務方としての現在の段階ということでお話をしたいと思います。

ご存じのとおり、今地方戦略も同時並行といいますが、あわせて総合計画と一緒に進んでおるところでございます。今それぞれ、審議会、懇話会等が2回終わりました、今部会でより具体的などいいますが、基本計画をそれぞれもんでいるところです。

その中で、議員さんが非常に興味ございます子育て等、シンボルプロジェクトということで策定をしようという考えでございます。シンボルプロジェクトとしましては交流推進、定住移住促進、協働のまちづくりのプロジェクトということで3本立てにしまして、その中でそれぞれ若者定住だったり子供の成長支援事業、高齢者の移住支援事業ということで今まさに部会でもんでいるところでございます。

中身部分につきましては、来年皆様の中でそれぞれ委員会、あるいは全協の中で皆様全員にお話をしながらご理解をいただきたいと考えております。

今後のスケジュールということで、来年皆様改選になりまして、新規ということで皆様には当然一からといいますが、現状全てお話をいたしながら、1月中あるいは2月にはそちらを完成にもっていきたいと考えてございます。

地方戦略も同様でございますけれども、国の動きで新型交付金等、言ってみれば今年度は10分の10ということ100%財源が来ましたので非常にやりやすかったんですけども、来年度におきましては今の段階でいいますと2分の1ということでさほど通常の補助金と変わらないようなベースになってしまいまして、なおさら国から今のところ一切新型交付金の通達等は流れてきておりません。いろいろな会議でいろいろな各市町村、ほかにも興

味があるものですから質問していてもそれはその段階で今後そちらは適宜流していきますという回答だけで今のところ一切その情報は入ってきておらない状態ですので、財政としても来年度の当初予算編成、まさにこれからなんですけれども、非常に苦慮しているところということでご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） 7番。

○7番（伊藤雅一君） これから、取り組むということでもあるようでございますので、私の申し上げたいことを申し上げておきたいと思います。

涌谷町は、以来若年女性の年齢別の人口、これから2040年までには県下で14番目に涌谷町は消滅するだろうという見方が出ております。この問題には、ゆっくりして取り組むわけにはいかない話でございまして、私はこれは何よりもさておいてこの問題には取り組まなくてはならない。最優先の課題だと思っております。それから、この問題は要するに少子化から始まっているわけでありまして、この対策、改善には相当の、体制もですし、予算措置も私は相当思い切った方法で財源を生み出す方法を考えていかないとこの課題には、ひょっとするとこのままでは取り組む改善をするような状況には立てなくなるんでないかという心配しています。どこまでやれるかなというところがございます。

したがって、ゆっくり考えた問題ではございませんで、財源を生むと云って今の状態では財源が生めないだろうと思います。一般的な常識的な財源を生む方法では生まれてこないと私は思っています。相当金額が必要になると。ですから、過去に今までもあったかどうか分かりませんが、本当に今までなかったことも財源を捻出する方法として私は考えていかざるを得ないと、私はこう思っています。

そういったことを申し添えて、この質問はこれ以上どうにもならないようですから終わりにさせていただきたいと思います。

それから2つ目ですが、企業誘致について申し上げます。条件緩和ということで、これもそんなに落ちついて作業を進めているわけでもないだろうと私は見ておったんですが、また優先市町村といいますが、他の市町村、競争関係にある市町村等もあるだろうと思います。この条件によって誘致企業は判断をされてくるのかなと思っています。したがって、涌谷町はある程度条件緩和してきたわけですね。固定資産税から融資関係も緩和して承認をいただいたわけですから、その緩和条件でこれまで話し合いが行われてきておる、当然、私はそう思っていました。したがって、ある程度話は進んできているんでないかと思うんですが、速度がその辺あたりまでよく私はわかりませんが、これも競争相手があるわけでありまして、非常に困難な面もあると思います。

いずれにしましても、私初め町民の皆様方も皆ご期待申し上げている事柄でございまして、できるだけ努力してもらいたいと思いますが、交渉を進めてきた今現在のところの状況はどんなふうになっているのかお聞かせをいただけませんか。これまでの交渉の経過も含めて、ひとつお願いします。

○議長（遠藤釈雄君） まちづくり企業立地推進室長。

○まちづくり課企業立地推進室長（大崎俊一君） それでは、私から回答させていただきます。

11月第1回会議で優遇制度等お認めいただきまして拡充させていただきました。その際に、ご説明しましたとおり、涌谷町今まで大変優遇措置が弱かったものですから、なかなか企業誘致の材料として持っていけなかったものがようやく県内でも平均以上の優遇措置となりまして、今相手がいらっしゃいますけれども、その相手の市町村とようやく肩を並べる程度の材料となっております。それを持ちまして、11月に入りましてから企業訪問さ

せていただいています。11月半ばには設計のコンサルタントが決まっております。こちらをもちまして相手の希望を聞きながら、黄金山自体がオーダーメイドという方式でやっておりますので、敷地の形状、開発面積等相手とキャッチボールをしながら現在進めているところです。

実は、週明けで12月7日月曜日、相手様に企業訪問させていただく予定となっております。その中でも詰めていきたいと思っておりますけれども、現状でははっきりと涌谷町に立地するという返事はまだいただけていない状態でございまして鋭意努力させていただき所存でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 7番。

○7番（伊藤雅一君） 今、鋭意努力させていただきますという回答でございました。

大変申しわけないが、見通しはいかがです。何とか見通し、持てるところまでまだ無理ですか。そのところだけ聞かせてください。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 伊藤議員さんのご質問にお答えします。

まず最初、子育て支援、人口対策でございますけれども、ご指摘いただきました事業、先ほど回答でもご案内申し上げましたけれども、それぞれ総合計画に盛り込んでございまして、なおかつ住宅取得、そういった関係につきましては当初予算で措置されております。それから、後から出てまいりましたまちづくり協働研究事業、これも予算化していただきまして、早速課長答弁しましたとおりコンサルタントお願いしまして2月中に設計を出していただく。同時並行といたしましてそこで求められている人材につきましてはそこで確保することでございます。

なおかつ、9月議会の一般質問でお答え申し上げましたけれども、義務教育世帯の教育費負担軽減でありますとか高校までの医療費無料化につきましては、これも総合計画に盛り込みながら試算しているところでございます。ちなみに医療費につきましては県の事業といたしまして3歳まで、町独自といたしまして3歳から中学卒業までと申し上げました。さらにこれを高校まで延長いたしますと中学生までの医療費の約10分の1ぐらいで済むということでございまして、これを積算しながら新年度予算について頑張ってまいりたいと思っております。

企業誘致でございますが、相手の団地もあるということで向こうはしっかりとした団地ができています。こちらはこれからということでこれから団地造成にかかるわけですが、団地造成の予算をこの後ご審議いただきます一般会計の補正の中でご提示しておりますので、審議いただきましてぜひご可決賜り早速団地造成に係ると思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 7番。

○7番（伊藤雅一君） ですが1つ。作業ですが、いずれの質問も2つ目もそうですが、周りの市町村もそれぞれ一生懸命策を練ってやっておられるんだろうと思います。皆同じ考え、同じ見方の中で進めておるんだろうと思いますので、ぜひひとつ地方創生同様、企業誘致につきましても何とか、皆様方なかなかお忙しい中でもあらうと思いますが、一段の努力を私はお願いをして質問を終わらせていただきます。どうぞ頑張ってください。お願いします。

○議長（遠藤稔雄君） それでは、昼食のため休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前 1 1 時 5 2 分

再開 午後 1 時 0 0 分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

5 番杉浦謙一君、一般質問席へ登壇願います。

〔5 番 杉浦謙一君登壇〕

○5 番（杉浦謙一君） 5 番杉浦でございます。かねてより通告をいたしました項目に従いまして一般質問を行います。

私は2点にわたりまして質問したいと思います。

町内におきましては松枯れとか松くい虫の被害がございます。この松くい虫の防除につきまして質問いたすわけでございますけれども、松くい虫の防除はマツノザイセンチュウというこれを運びますマツノマダラカミキリ、これを駆除することによって行うということでありまして、これには予防と駆除と2つの方法があります。

予防には健全な松の木に前もって殺虫剤を散布しておきまして、マダラカミキリが食べて死に至る、そういう方法。あらかじめ殺虫剤に体内に注入しておき、体内に潜入したセンチュウを殺虫するというところで増殖を抑制する方法で行うということで、松くい虫被害に感染、枯死ということで枯れ木になってしまうわけですが、そういった松の木を守る方法をとっております。駆除の方法には、枯れた松の木の体内にいるマダラカミキリの幼虫を殺虫して感染源であるマダラカミキリの密度を下げることによって発生度を減らすという方法をとっております。

ここで町長に伺うわけでありまして、現在涌谷町、いろいろと松くい虫の被害がございますけれども、この防除について重要性についてどう考えているのか伺うわけでありまして。

そしてまた、松くい虫とかマダラカミキリの幼虫が松の木で11月から5月にかけて冬を越すわけでありまして。駆除する時期は大体寒い時期になってきているということでありまして、松くい虫の防除について今後改善する点はあるのか。現在、決算を見ますと大体数本の、10本に満たない程度の本数の計画でやっているということと、全体的に予算としては100万円程度の予算をつけて総事業費をやっているわけですが、そういった点で改善する点はあるのか町長に伺うわけでありまして。

大きい2つ目の質問であります。涌谷町地産地消推進店について質問します。涌谷町地産地消、現在認定を受けた要件のある、認定要件がありまして、涌谷町内の農産物の地産地消の推進に意欲を持っている方、そして涌谷町の農産物、年間通して販売を行う、販売するなり使用しているという店を認定している。また、町内の農産物であることを表示しているということを出している店に関して認定しているところであります。

現在、のぼり旗と認定証を贈っておりまして、私自身も涌谷町の地産地消の一助になれば幸いだなと思っておりますけれども、町長に伺いますけれども、涌谷町地産地消推進店制度、町自身としてはどう評価されているのか伺います。

そしてまた、今国や県も含めまして地産地消にかなり推奨しておりますけれども、現在涌谷町では要件があり

まして、認定要件がありますけれども、現在認定店はたしか8軒ほどあると思われました。この数としては私自身はまだ少ないのではないかと考えております。その点に関しまして、涌谷町地産地消推進店、今後の取り組み、私少ないと思いますけれども、ふやしていかなきゃいけないのではないかと考えておりますけれども、町長の考えを伺いまして1回目の質問とさせていただきます。

○議長（遠藤稔雄君） 町長、ご登壇願います。

〔町長 大橋信夫君登壇〕

○町長（大橋信夫君） 5番杉浦謙一議員にお答え申し上げます。

第1点、松くい虫の防除についてでございますけれども、松くい虫の防除について重要性をどう考えているか。林野庁の見解では、日本国内での松くい虫被害は昭和54年をピークに減少傾向にあり、平成26年にはピーク時の4分の1程度の水準に抑えられているとのことですが、地域によっては新たな被害の発生が見られるほか、被害が軽微だった地域においても温暖化等気象要因によっては再び激しい被害が発生するおそれがあるとのこと、引き続き被害状況に即応した的確な対応を推進していく必要があるとしております。

涌谷町におきましては、林野面積は町の面積の29.4%を占めており、松の数は把握できない本数が生育しております。全国同様、松くい虫の被害も至るところで散見されており、一番目立つところでは石仏広場の大きな松があのような格子状態になって、外観上、観光上から非常に見づらく悪いということは私も常々認識しております。景観上、または倒木等安全面で大変危惧される現状でありますので適切な措置をとってまいりたいと考えております。

全域での被害木を一斉防除することにつきましてはいろいろな困難もございますし、費用、予算的にも今行っておりますのは県の補助金を活用しながら駆除させていただいておりますけれども、区域ごとに伐倒駆除を毎年実施しているのが現状でございます。今年度につきましては、ちょうど麓岳山線沿いの宮城カントリークラブ周辺の被害木の伐倒駆除、燻蒸処理を実施する予定であります。

2点目の防除についての改善点はあるかということでございますが、松くい虫被害の防除といたしましてはさまざまな処理方法がございます。一時、松島で行われていた農薬の空中散布もございましたが、これはいろいろな条件がございますし今行っていない状況でございますので、当面県の補助金を活用しながら伐倒燻蒸処理が最も適していると考えて実行しているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

2点目の涌谷町地産地消推進店についてですが、まず涌谷町地産地消推進店について町自身の評価ということでございますが、地産地消の推進としまして平成25年9月会議におきまして杉浦議員から一般質問でご提案いただきました。町の農産物を広めるよい制度であるとしてその年12月に要綱を作成し推進店を募集したところでございます。推進店に認定された店舗等には議員ご指摘の涌谷町地産地消推進店認定証、さらにまたのぼりを掲示、ホームページ、広報わくやで紹介を進めているところでございます。

評価につきましては、要綱策定、募集、認定から2年が経過していることから販売額や来客数などの調査と検証を早急に実施したいと思っております。

2つ目の今後の取り組みでございますが、認定店のメリットやまた認定店が行政に何を求めるかについて再度検証していきたいと考えており、今後とも広く制度をご理解いただきより多くの店舗が認定を受けられますよう努力してまいりますけれども、涌谷町地産地消の中での推進店の認定につきましてはまだ町民の方々に一般的で

ないところがございますので、議員の方々の協力をいただきながら住民の方々にぜひその店でご賞味していただき認知度を広めていただければと思っております。今後ともなお一層ご努力いただきますので、ご理解をお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） 2回目の質問、させていただきます。

松くい虫の防除につきまして、先ほど考えを聞かせていただきました。答弁いただきました。松くい虫の今後の予算の、先ほど県の補助あります。県の補助をもらいながらやっているわけでありまして、先ほど町長も倒木等の危険もあると、そういった点はやはり町内に見られるわけでありまして、そういった点でももちろん計画的にやるのでしようけれども、そういった町内に見える部分にはそれなりの対処しなきゃいけない。枯れた松の木、明らかに枯れかかっているという状況が箕岳地域だけでなく見られるわけですから、これをもう少し規模を拡大してもう少し計画的に大きな事業にすべきでないかと思うんです。

先ほど第1回目の質問の中で、伐倒する本数、予算づけでありますけれども、100万円、補助金も含めて100万円以内の事業であります。そういった意味ではもう少し本数を多目に伐倒してはいかがかということでは町長、考えとしてはどうでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 議員ご指摘のことにつきましてはそのような考えを持ち合わせておりますので、今後なおさらに努力してまいりたいと思います。なお、現在の状況につきましては担当課からご提案いたしますのでよろしくをお願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 農林振興課長。

○農林振興課長兼農林振興班長事務取扱（遠藤栄夫君） 今、お話しいただいたとおりでございます。ただし松くい虫、町の土地だけでなく民有地にも松くい虫があるわけがございますけれども、現況としては民有地につきましてはこちらから山の持ち主の方に伐採なり駆除なりをしていただきたいということでお願いを申し上げている部分もございますので、それらをこれからも続けてまいりたいと思いますし、本数については補助金と単独でも予算をいただいてございますので、今後計画的な伐採ができるように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） 先ほど、町長からは事業の考えとして答弁いただきましたので、この点はこの辺で松くい虫の件は終わらせていただきますけれども、よろしくをお願いします。

その次に、地産地消推進店でございますけれども、先ほど推進店の数が少ないのでは、私把握したところでは8軒ということでありまして。これはホームページにも載っているものでありまして、結構ホームページも見られているのではないかと思いますけれども、以前に比べれば大分見る方、閲覧する方も多いのかなと思っておりますけれども、現在涌谷町の飲食店、販売店含めて結構な数があるはずなんですが、やはり8軒、10軒いかないというのはその点でもう少しPRが足りないのかなと思っているんですけれども、国も今、県も地産地消に力を入れているというのは実態でありまして、その点ではもう少し多く推進店加盟店がふえてもいいのかなと思うんです。そして新たな飲食店でしたら食べ物、郷土料理など涌谷町はこれで推していくんだよという農産物があるわけで



ありますから、この事業を少し推し進めていく、地産地消と地域活性化を含めまして考えていくべきでないかなと。

町長の1回目の答弁では調査検討ということをお話されておりますけれども、その点申しわけないですが、その点に関しまして先ほど特色ある商品、メニュー、そしてまた推進店の加盟のふやし方、PRの仕方含めて答弁もりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 確かに、認定店は少のうございます。今、手元に普及センターとか涌校の生徒がいろいろキャンペーンを広げていただいております仙台コネギの里涌谷というパンフレットがございます。この中には12店舗が登録されているわけですが、一般的な消費者の立場から言えば、この店であればというような違ったアレンジの料理も結構ですが、やはり涌谷町の地産地消ということをお考えならば涌谷町の農産物、コネギのようなもの、ミズナでありますとかホウレンソウでありますとか、いろいろな食材があるわけですから、どの店に行ってもその食材を利用した共通メニュー、これも必要なんじゃないか。

一つ申し上げますならば、美里町のすっぽこ汁というのがあります。店によっては名称は同じなんですけれども、中身は若干変わっておりますけれども、小牛田美里町内の飲食店数多くございますけれども、やはりそういった共通メニューも必要なんです。

といったことから認定、認知を広げていければもっと地産地消といいますか、その地域の食材を使った料理を楽しめる。そういった感じでも持っていきたいと考えております。

なお、毎年ですが、2月第1土曜日に開催しております涌谷町食の町民祭り、この中でも涌谷町の農産物を使った料理をいろいろ工夫研究させていただいております。ぜひ、その辺のところを皆様方にPRいただきながらこの事業を広く展開してまいりたいと思ひますのでご協力お願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） 実は、私も町長と同じ考えでございますが、先ほどのプロジェクトにつきまして実は質問しようかなと思ひていたんですけれども、先に答弁されてしまいましたので、この辺にしたいと思ひますが、私自身もやはり、私も議員でございますけれども、この取り組みにつきまして町長並びに執行部の皆さんと力を合わせて頑張っていきたいと思ひておりますけれども、最後に1品でもいいから共通した加盟店だったら加盟店、加盟店こだわらなくてもいいと思うんです。でも、町の飲食店でも1品でもいいから共通のメニュー、商品それを推進していく、推していく、町としても取り上げていくといった必要性はあると思ひます。

その点で、最後になると思ひますけれども、PRの取り組みというのは必要だと思ひます。その点は、先ほどの調査検証は兼ねているとは思ひますけれども、そういった点ではどうでしょう。町長の考え。

○町長（大橋信夫君） 杉浦議員と同じ考えでございますが、ぜひ涌谷町の農産物、涌谷町の郷土料理ということを紹介できるようなものにしてまいりたいと思ひますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 以上で、一般質問を終わります。



◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第5、議案第81号 涌谷町行政区長設置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第81号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成27年4月24日付で涌谷町行政区長会から行政区長の任期に関する要望書の提出がありましたことから、行政区長の任期を2年から3年に改める等条例の一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 町民生活課長。

○町民生活課長兼町民生活班長事務取扱（牛渡俊元君） それでは、資料なんですけど、条例案新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

1ページになります。

涌谷町行政区長設置に関する条例第4条第1項の任期を3年に改めるものでございますが、行政区長会からの要望書が提出されておまして、その要望の理由といたしましては行政区内の実情を把握し、地区住民との良好で緊密な関係を築くには2年では不足であることと、2年ごとの推薦会も行政区内の負担となっていることなどが挙げられております。また、大崎管内では涌谷町以外の1市3町につきましては全て3年となっていることなどを勘案いたしまして3年に改正をお願いするものです。

また、第6条第4項の区長報酬の支給日につきましては、以前現金支給していたため定例会の日としておりましたが、現在は口座振り込みにしておりますので、一般職と同様の給与支給日に改正いたそうとするものです。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第81号 涌谷町行政区長設置に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号 涌谷町行政区長設置に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第6、議案第82号 涌谷町町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第82号の提案の理由を申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正等に伴い、納税に関する猶予制度の見直しを行うなど所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますのでよろしく申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 税務課長。

○税務課長（泉沢幸吉君） 議案第82号 涌谷町町税条例の一部を改正する条例。

ご説明する前に、今回の改正内容について申し上げてから条文の改正内容をご説明いたします。

今回の改正は平成26年度税制改正において納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から国税の猶予制度の見直しが行われました。これを受け、地方税の猶予制度についても所要の見直しを行うこととなり、地方税法が改正されたことに伴う改正で主な点は5点でございます。

1点目は徴収猶予の期間延長。2点目は換価猶予と換価猶予の期間延長。3点目は猶予と猶予の期間延長に係る徴収金の分割納付について。4点目は猶予申請書における記載事項添付書類。5点目は担保の徴収基準でございます。

それでは、新旧対照表2ページ、議案書も2ページになります。新旧対照表でご説明いたします。

徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付または分割納入の方法。第8条1項。徴収の猶予をした場合における徴収金を分割して納付する方法について条例で定めるものでございます。

次に、第2項。徴収の猶予や徴収の猶予期間の延長をした場合の徴収金の分割納付方法でございます。

3項。2項で徴収の猶予または徴収猶予した期間の延長をし、計画どおりに納められないときの分割納付期限、金額の変更でございます。

次に、4項は徴収の猶予、徴収の猶予の期間を延長した者への通知でございます。

次に、3ページになります。

5項は3項で納付期限や金額の変更をした場合の通知でございます。

徴収猶予の申請手続等。第9条。徴収猶予する場合の要件、申請書記載事項でございます。

1項1号は該当要件で徴収金を一時に納付することのできない事情の詳細でございます。震災、風水害、火災、その他の災害、病気、盗難、事業の廃止休止、事業の著しい損失を受けたときでございます。

次の2号から6号までは申請書記載事項でございます。2号は、納付すべき徴収金の年度、種類、納付金の金額、納期限及び金額。3号は猶予を受けようとする金額。4号は期間。5号は分割納付の方法でございます。6号は猶予を受けようとする金額が100万円以上、猶予期間が3月以上の場合の担保でございます。

次に、2項。1号から4号までは徴収猶予を受ける場合の添付書類でございます。2項1号徴収金を一時に納付できない事由の事実を証する書類。

4ページになります。

2項2号は財産目録、資産及び負債の状況を明らかにする書類。2項3号は猶予を受ける前後の収支状況の書類。2項4号は猶予を受けようとする金額が100万円以上、3月以上の場合の担保の提供に関する書類ござい

ます。

次に、3項。既に差し押さえされた財産がある場合の徴収猶予でございます。3項1号は該当要件。3項2号は申請書記載事項です。4項は添付書類でございます。

5項、差し押さえされた財産がある場合の猶予期間の延長しようとするときの申請書記載事項です。1号徴収金の年度、種類、納期限、金額。2号は納付できない理由。3号、延長する期間。4号は分割納付担保の提供です。

6項。災害等で提出する書類が困難の場合、担保関係の書類だけとすると。

7項。申請書に不備がある場合の書類の訂正期限でございます。

職権による換価の猶予の手続等。

次の5ページになります。

第10条第1項、直ちに換価することに比して徴収上有利であるとき。職権による換価の猶予の期間延長する場合の納付方法でございます。

2項、その場合の分割の方法でございます。

3項、1号、2号は添付書類でございます。申請による換価の猶予の申請手続等でございます。

第11条第1項、申請による換価の猶予でございます。換価の猶予する期間は6月でございます。

2項、換価の猶予の期間延長した場合の納付方法です。

3項、その場合の分割納付の方法でございます。

次の6ページになります。

4項1号は該当要件でございます。4項2号は申請書記載事項です。3号は分割納付の期限、金額でございます。

5項は添付書類でございます。

6項、1号から3号までは換価の猶予延長する場合の申請書記載事項記載事項及び添付書類でございます。

7項、申請書類に不備がある場合の訂正期限でございます。

担保を徴する必要がある場合。第12条担保の徴収を不要とする場合の基準について猶予、金額、期間、その他の事情を勘案して条例で定めるものでございます。

13条から17条まで削除。

公示送達第18条。法律番号が指定されたもので改めるものでございます。

附則。この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

終わります。

○議長（遠藤稯雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第82号 涌谷町町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号 涌谷町町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第7、議案第83号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） それでは、議案第83号の提案の理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称番号法において、個人番号及び法人番号の利用が平成28年1月1日から開始されることに伴い、関連する条例について所要の改正を行うものでございます。

あわせて、介護保険条例につきましては、介護保険法第115条第2項において市町村が行うものとされている地域支援事業について介護保険法附則により平成30年4月1日から施行するよう規定されているところですが、そのうち、認知症初期支援について早期に対応することが必要と記されるため、当町においては平成28年1月1日から実施するため所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますのでよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（遠藤釈雄君） 説明を省略いたします。よろしいですか。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 質疑を終結し討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 討論を終結いたします。

これより議案第83号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第8、議案第84号 工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第84号の提案の理由を申し上げます。

本案は、7月会議において契約の議決をいただきました涌公下雨第1号江合川左岸第1排水区雨水調整池整備工事を変更するものでございます。

本契約は調整池を掘削する土量の変更等によりまして、株式会社白岩建設と契約額を2,293万4,880円増の1億5,933万8,880円で、平成27年12月1日に仮契約を締結したところでございますが、その契約について議決を求めらるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますのでよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） 議案第84号 工事請負契約の変更契約の締結についてご説明申し上げます。

8ページ目をお開きください。議案でございます。

今、町長の提案理由にございましたようにことし7月会議におきましてご可決いただきました調整池の設置工事の変更契約でございます。

主な変更の内容でございますが、一番大きい点としまして当初予定いたしておりました黄金山町有地への残土処理につきまして、処理土量の一部を小里字大橋地内の圃場整備予定地へ変更いたすものでございます。これによりまして運搬距離が当初4キロメートルから9.5キロメートルになったもので、対象の土量は2万3,800立方メートルでございます。また、調整池内の勾配を再検討いたしまして、当初設計より掘削底盤の高さを下げたことによりまして掘削土量が増加したことなどでございます。

工期につきましては工事内容の変更に伴いまして当初の平成28年3月18日から3月31日まで延長いたすものでございます。

なお、12月1日現在の工事進捗率は約40%となっております。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。8番。

○8番（門田善則君） まずもって、前もってお話ししますけれども、どんな契約であっても毎回同じなんですけれども、必ず増額補正が出てくるということになります。これは今までもそうでしたけれども、前の町長にもいっぱい私は言ってきましたけれども、二度とないようにするのがいいんだよということもお話ししてきました。新しくなった町長もその辺は十分議員時代に認識を持っていたかなと思います。

さて、今回の変更でありますけれども、当初1億3,600万円の中には運搬代を見越して入札をしている。そしてどこに捨てるかも請け負った業者がそのことを見据えて入札をしていると考えておりますが、今回黄金山ということが私も勉強不足だったのかなと思いますけれども、当初から白岩建設がこれを請け負ったときにはどこに捨てますよということは記載特記事項であったはずですよ、間違いなく。それは請負業者が決める場所であって、町が用意する場所でないとは私は考えます。

それを今回こうなったからまた2万8,000立方メートル、4キロから9キロ、これでダンプカーにすると恐らく5,000台以上になるのかな。それを小里小学校の前に運ぶ。教育委員会でそれをどう思うか。そっちもあるんだよ、心配事が。ね、みんなかかわってくるの。ダンプカー5,000台がいつまでの工期でやるかわかりませんが、小学生の通る歩道、横断しなきゃいけないですよ。

そのことも踏まえて入札制度が崩壊していると思うよ、俺は。何回言っても何回言っても、必ず変更。これは前の災害公営住宅もそれ。何事もそれですよ。何なんですか、これ。入札で1回で決まったことないですよ。その辺について町長いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 今回、請負契約が変更になったと、いわゆる運賃が変更になったと担当課が説明いたしました。当初、契約した時点よりも掘削土量がふえた。工事内容の変更なんだということでございまして、さらにまた捨て場がいっぱいになったということで小里の346号線の左側の圃場整備予定地区に投棄しようとするものでございまして、その辺のところは事由はしっかり認識しておりますが、なおさらこういった当初の契約どおりといったことが理想ではございますが、こういったこともあるんだなど感じております。できる限りそのようなことがないように努めてまいりたいと思いますが、今後ともご理解いただきたいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 町長さんも、さんって言ってだめなんだな。町長も議員時代が20年という経験があつて私の大先輩でもあつて、私よりもこういうことは詳しいと思うんです。ならば、町民の負担にならないように町政をやりますよということで恐らく立候補して当選されたと私は自負しているんですけども、毎回前の町長さんと同じで、設計が変わって必ずこうなるのであれば全然進歩も何もないんじゃないですか。私はそう思いますよ。

それとさっきも言いましたけれども、小学校の歩道、県で設置して歩道も直しました、壊れた部分があつて、昨年ですか。立派にしました。今度ダンプそこ通ります、横断します。そのことについては全然触れていませんけれども、これ、教育委員会では聞いているんですか、その辺。教育長、どう思いますか、それ。

○議長（遠藤稔雄君） 教育長。

○教育委員会教育長（笠間元道君） それについては道路の状況が変化があるのであれば、やはり安全対策といたしますか、いつものことですが、調整していきます。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 5,000台というダンプカー、教育長、想像できますか。5,000台ですよ。それ工期で1日何台走るか割っていただければわかりますよね。大変危険ですよ。

そこに土を置くということ。あいてたからと言うかもしれないけれども、小学校がそばにありますよということもあるんですよ。私はそういうおそれも考えて言っているんですけども。だから、もっと違う場所もあるかと思うし、設計変更が果たして町民の考える安心安全なまちづくりのために必要不可欠なのかどうか。これが私としてはチェックする議員としては何か目に見えてこない、何のための変更なんだろう。当初の設計で何でだめなのか。本当に疑問でなりません。

またそれも設計、悪いんですか、設計業者が悪いんですか。そういうことなんですよ。あのね、1回でいいか

ら1回で見積もりしたら可決したらその金額で終わりましたよと。逆に、入札差金が200万円出ましたよ、300万円出ましたよという契約ならないんですかね。私は心配だから言うんです。いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 児童生徒の交通安全につきましては、十分に留意させますとともに、説明不足があったようですので、再度説明させます。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） それでは、交通安全の関係でございますけれども、小学生の安全確保ということで先ほど議員さんが申し上げましたように5,000台のダンプが通るということでございます。トータルでは5,000台でございますが、日数に直しますと約90日の工期といたしまして1日当たりだと約70台ちょっと。4台でそちらのダンプの残土を回しますと18往復程度が見込まれております。当然、期間も長くなるということと、1日当たりの台数もできる限り抑える形で運搬せざるを得ないということの状況でございますので、ご指摘のあったような小学生の通学路の安全確保、傷んだところの補修等につきましては対応させていただきたいと考えております。

残土の関係でございますが、工事の変更ということにつきましては、今回残土の捨て場が変わったということですが、ボリュームが、土量が少ないのであれば1,000立方メートル、2,000立方メートルであればある程度の残土捨て場というのは確保できると考えております。業者でもそういった形は可能なんでございますが、今回掘削する土量が約3万立方メートルと、かなりの大量な土砂となっております。このため、こういったものを1カ所もしくは1度で処分するという場所がなかなか見当たらず、当初黄金山というところを設定させていただいたわけでございます。現状におきましては、黄金山がいっぱいになってきて捨てられなくなったという状況がございまして、新たなところを探しておりましたところ小里地区での場所を選定、見つけてそちらでご理解をいただいたということでございましてそのために当初から変更になったということでございます。

なお、残土の捨て場につきましては、設計の段階で場所を指定しております。これは多量の土量ということが当初からその場所というのを指定しているという1つの要因でございます。少ない量であれば議員おっしゃったように自由処分、業者の責任においてやるということは可能でございます。実際にそういったこれまでの工事につきましてもそういった形では対応しておりました。今回、そういった形でのボリュームが多かったということが捨て場を指定したという1つの要因でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 深度含めの説明はないんですか。深くしたという。

○上下水道課長（平 茂和君） 深さにつきましては、当初、測量を確かに行っておりましてそれにつきまして端点を当たりまして大ざっぱというとおかしいんですけども、何点かを当たって高さの平均をとっております。ところが実際のところ平均よりも若干高いところがあったということが現場に入る測量の際にわかりまして、もう一つ、底盤、池の内部の勾配を若干変えまして南東側が少し深くなるように水がたまりやすいように設計を若干手直しをしております。そのため、下がった部分が土量がふえた部分ということの1つでございます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。

休憩します。



休憩 午後1時50分

再開 午後1時50分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（遠藤稔雄君） 再開します。

上下水道課長補足説明。

○上下水道課長（平 茂和君） 当初の設計では、2万9,300立方メートルでございます。（「おかしいじゃん、それじゃあ」の声あり）当初の設計は2万9,300が掘削の土量でございます。（「それを想定して1億3,000万円が入札されたんでしょだったら想定内でしょう」の声あり）

○議長（遠藤稔雄君） 8番議員、質問終わりましたので、ほかに関連でありますか。ありませんか。1番。

○1番（大友啓一君） 小里に残土を運んでその残土どういうふうを活用する計画はあるんですか。どう考えているんですか、そこは。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） 残土の処理につきましては、圃場整備予定地域でございまして今回発生する残土につきましては悪い部分は持っていかず、将来耕作に使える部分をそちらに運搬いたします。将来的にはその残土を使いまして全体的な耕土の圃場整備の高さとかそういったものに使用するというお話でございました。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 1番。

○1番（大友啓一君） その残土の利用方法、わかりましたけれども、あそこの町道ですか、ダンプが入れるような町道ではございませんでそこをどう、鉄板なり何なりを敷きながら拡幅して、最悪その道路が傷んだ場合はどういう補修、どういう形で町が全部持つものか。そこまで説明してください。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） 町道の部分でございますが、ダンプが入るには若干狭い町道ということはこちらでも認識しております。そのため、ダンプが入れるように鉄板等を使いまして現場の町道を拡幅してダンプが入れるような構造に仮設的に行うこととしております。工事に伴いまして、町道等が傷んだ場合につきましてはその後に現地を道路管理者と一緒に確認いたしまして補修等を行わせていただく。それについては上下水道で、今回の工事で対応させていただくという内容でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 1番。

○1番（大友啓一君） ダンプで搬入する時期はそこは道路、通行どめにするのか、それともガードマン、交通整理の方向なのか。そこだけお聞かせください。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） ご案内のように、ガードマンを設置いたしまして時間帯の通行制限をさせていただく予定でございます。通行に際しましてはガードマンの指示に従って通行していただくことで安全を確保したいと考えております。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。9番。

○9番（鈴木英雅君） ただいま課長から残土関係でいろいろ説明がございましたけれども、1つ確認させてください。残土を圃場整備に将来的に使うという話でございましたけれども、使うに当たりまして、小里に搬入する時点で残土そのものの検査とか、そういうのは予定はあるんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） 残土の検査という形では細かい試験というわけではございませんで、実際に改良区の理事長さん、職員に現場の掘削した土を見ていただいております。その中で一部腐植土が掘削の中にまじっておりましたので、そういったものについては排除させていただいて、それ以外のシルト質の土、粘土、そういったものについて運搬するという約束をしております。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（鈴木英雅君） そうするとあくまでも目視検査。ということは、過去にも箕岳農業地域にカドミウムで汚染された土が幾らか運ばれた経緯もございます。今回なおさら圃場整備に将来的に使うというご説明もありましたけれども、そうするとカドミウムに汚染された土をそのような場所に入れるとなると、せっかく涌谷の米そのものをブランド米としてこれからというときにきちっとした検査をしていただいで、安心ですよというお墨つきをいただいたときに小里に運んできてもらえればいいのかと思うんですけれども、その辺のところの考えを聞かせてください。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） わかりました。業者に指示をしてそのような検査をさせていただきたいと思えます。

○議長（遠藤稔雄君） 11番。

○11番（長崎達雄君） 変更契約については、私が災害公営住宅の契約のときも何度も質問しているんです。ですから、今回の深さが今までよりも深くするということについては要するに設計のミスがあったということなんですよ。ですから、当初契約するときは設計を複数の業者から見積もりとかとって決めたんですか。最初から1社に絞って決めたんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） まず、設計に当たりましては入札で複数の業者が入札いたしまして落札した業者がこういった設計を行ったということでございます。

下がった部分については、設計ミスではなくて、実際に現地を掘削いたしましたところ最下流部であります南東方向の部分に腐植土等がありまして、その地盤の高さでは腐植土に当たることから若干その部分を下げしております。そういったことが生じまして土量がふえたということでございます。その部分については掘ってみないとわからなかったというのが正直なところでございましてご理解いただきたいと思えます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。2番。

○2番（只野 順君） 確認なんですけど、土量がふえたといいますけれども、3万立方メートルという話で2万9,000という話。どこが違うんでしょうか。説明願います。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） 済みません。土量の関係でございまして、変更前の土量につきましては2万

9,300、変更後の数字につきましては3万と500。プラス1,200立方メートルが掘削でふえております。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第84号 工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立多数でございます。よって、議案第84号 工事請負契約の変更契約の締結については原案のとおり可決されました。

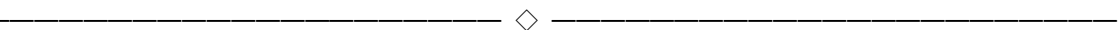
休憩いたします。再開は午後2時10分といたします。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時10分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。



#### ◎議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第9、議案第85号 平成27年度涌谷町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第85号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ6億4,813万6,000円を増額し、総額を86億2,159万4,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入につきましては国庫支出金で障害者自立支援負担金及び社会資本整備総合交付金を増額し、学校施設環境改善交付金及び公共土木災害復旧費補助金を減額いたし、県支出金につきましては障害者自立支援負担金や少子化対策支援補助金、へき地児童援助費補助金等を増額し、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金及び消防施設等整備事業補助金を減額いたそうとするものでございます。

繰入金につきましては、今回の補正に不足する財源として財政調整基金繰入金を増額いたし、町債につきましては社会資本整備総合交付金の増額に伴い地方道路等整備事業債、道路整備事業債等をそれぞれ増減し企業誘

致に係る造成事業分として県工業団地造成事業貸付金を増額いたすものでございます。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては下水道関係訴訟に伴う経費及び地域振興公社への指定管理料を増額いたし、町長選挙費等経費の確定により減額いたそうとするものでございます。

民生費につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計及び介護保険事業勘定特別会計への繰出金を減額いたし、障害者自立支援給付費や保育費委託料、民間保育所延長保育補助金等を増額いたし、衛生費につきましては合併処理浄化槽設置整備事業補助金及び病院事業会計負担金を増額いたそうとするものでございます。

農林水産業費につきましては出来川左岸上流地区圃場整備に係る経費を減額し、農村環境改善センター外壁改修経費を増額いたすものでございます。

商工費につきましては、企業誘致に係る造成事業費及び誘致活動経費を増額いたし、万全の体制を整えるものでございます。

土木費につきましては、歳入で申し上げました社会資本整備総合交付金の追加交付に伴い、該当の事業費をそれぞれ増減いたそうとするものでございます。

消防費につきましては、同報系防災行政無線音達調査事業等事業費の確定により減額し、教育費につきましては各教育施設等の空間アスベスト調査及び箕岳白山小学校への統合に要する経費を増額するものでございます。

その他歳出につきましては、事業の確定や今後の見込みによりそれぞれ所要の措置を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤釈雄君） それでは、総務課長より順次説明をお願いします。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案第85号 平成27年度涌谷町一般会計補正予算（第6号）でございます。

予算書50ページ、51ページをお開き願います。

人件費でございますが、1 特別職（1）総括この表の下の方にあります比較の表をごらんいただきます。長等というところで給与費、共済費の増減がありますけれども、これについては新副町長が就任されるまで1カ月の不在期間がありましたことから減額となったものでございます。

次に、議員の人数が2人減、報酬142万2,000円の減となっておりますが、これにつきましては議員さん方の定数減によるものでございます。

次に、その他特別職8人の増、16万8,000円の増でございますが、今回の補正でお願いしております健康文化温泉施設及びわくや万葉の里改善検討委員会の新設と農業委員会委員1名の減によるものでございます。

51ページを見ていただきます。

一般職でございますが、（1）総括上段の表の比較の欄をごらんいただきます。給料で223万7,000円の減、職員手当で202万2,000円の減額となっておりますが、これにつきましては10月1日付の人事異動及び職員の退職によるものでございます。共済費につきましては、法改正によりまして本年10月から被用者年金一元化に伴い、共済組合の掛金負担金の算定方法が変わることから当初見込んだ額より減額となっております。

表2段目3段目につきましては職員手当の内容となっております、それぞれ人事異動によるもの及び今後の見込みにより増減をお願いするものでございます。

一番下の表、（2）その他給与費明細に含まれない人件費でございます。これにつきましては、退職手当組合

負担金でございまして1,039万8,000円の増となっておりますが、年度末退職者に係る特別手当の増でござい  
ます。

5ページにお戻り願います。

○企画財政課参事兼課長兼財政班長事務取扱（今野博行君） 第2表債務負担行為補正でございます。債務負担行  
為の追加。涌谷中学校スクールバス運行业務委託料、期間は平成28年度から30年度まで。限度額は8,625万  
7,000円でございます。

第3表地方債補正。地方債の追加につきましては黄金山町有地造成等工事にかかる分として、県工業団地造成  
事業貸付金として起債4億円を追加するものでございます。充当率は80%でございます。地方債の変更につき  
ましましては、それぞれ社会資本整備総合交付金の内示及び事業費の確定等により増減を行うものでございます。

8ページ、9ページにまいります。

○町民医療福祉センター参事兼福祉課長（高橋宏明君） 14款1項1目7節障害者福祉費負担金でございます。自  
立支援費の障害者福祉サービス等補装具費について歳入の増減に伴い増減するものでございます。

○建設課長兼建設班長事務取扱（佐々木竹彦君） 2項国庫補助金5目土木費国庫補助金1節道路改良補助金4社  
会資本整備総合交付金については、交付金額が増額が確定したことにより1,278万円の増額をお願いするもの  
でございます。

7節公共土木施設災害補助金は箕岳山線の災害復旧工事が完了し、補助枠が確定したことにより79万円を減額  
するものです。終わります。

○教育総務課子育て支援班長（今野千鶴君） 7目教育費国庫補助金1節小学校費補助金3学校施設環境改善交付  
金でございますが、6月補正において大規模改修事業として4,246万6,000円を計上いたしました。国の予算  
不足となったため長寿命化事業に切りかえましたところ、建築から40年以上の建物が対象となる事業でござい  
まして当初校舎と体育館を予定しておりましたが、校舎は築45年、体育館は築30年でございました。そのため、  
体育館がこの事業の対象外となったため、補助金の交付決定を受けまして1,058万2,000円を減額するもの  
でございます。

○町民医療福祉センター参事兼福祉課長（高橋宏明君） 15款1項1目7節障害者福祉費負担金につきましては国  
庫負担金同様の歳出増減に伴う増減でございます。

○教育総務課子育て支援班長（今野千鶴君） 2目民生費県補助金4節児童福祉費補助金9低年齢児保育施設助成  
補助金でございますが、今年度の見込みにより41万7,000円の増額をお願いするものでございます。修紅幼稚舎  
に対する補助金でございます。

続きまして、25少子化対策支援事業補助金48万1,000円でございますが、生涯学習課の婚活事業を交付申請  
いたしましたところ交付金が認められたものでございます。

終わります。

○農林振興課長兼農林振興班長事務取扱（遠藤栄夫君） 4目1節⑥でございますが、補助金の額の確定による減  
額でございます。⑬につきましては、見込みにより8万7,000円を増額をお願いするものでございます。

○総務課防災交通室長兼班長事務取扱（達曾部義美君） 7目消防費県補助金2節消防費補助金で24万9,000円の  
減額でございますが、消防団新活動服に係る補助金でございますが、需用費の確定によるものでございます。

○教育総務課子育て支援班長（今野千鶴君） 8目教育費県補助金1節小学校費県補助金3 僻地児童生徒援助費等補助金でございますが、学校の統廃合により遠距離通学者対策経費に対する補助でございますが、当初は月待館小学校分のみを計上いたしておりましたが、新生涌谷中学校のスクールバス分も追加申請いたしましたところ交付金が認められましたところから705万5,000円を増額するものでございます。

○生涯学習課長（藤崎義和君） 3節社会教育費補助金⑩体力運動能力調査事業補助金9,000円の増額でございます。この事業は文部科学省の委託を受けて2年に1度実施するものです。体力運動能力調査は20代から70代までの対象者48人に対し補助されるものでございます。終わります。

○教育総務課子育て支援班長（今野千鶴君） 8節幼稚園費補助金1被災幼児就園奨励費補助金4万円でございますが、東日本大震災で被災し、就園困難となった幼児に対する就園奨励事業に補助するものでございますが、今年度は2名が見込まれることからお願いするものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長兼財政班長事務取扱（今野博行君） 3項1目3節⑥国勢調査交付金及び⑨経済センサス活動調査交付金につきましては、確定による増額です。

○建設課長兼建設班長事務取扱（佐々木竹彦君） 2節道路橋梁費委託金につきましては、河川維持業務委託金は県からの田尻川の除草委託金が6万円増額で確定したものでございます。

○企画財政課参事兼課長兼財政班長事務取扱（今野博行君） 16款1項1目1節①土地貸付料でございますが、黄金山町有地につきまして貸し付けしていたところでございますが、10月いっぱい契約を解除し、そちらの分の差額を減額いたすものでございます。

次の12、13ページにまいります。

18款2項1目財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正の財源として繰り入れをお願いするものでございます。本補正予算可決成立後の基金残高は7億534万8,000円となります。終わります。

○まちづくり推進課長（小野伸二君） 20款5項5目1節雑入④町イチ村イチ助成金でございますが、当初予算で10万円計上しておりましたが、宮城県町村会から10万円の追加助成金があったことから増額計上するものでございます。事業につきましては9月22日、23日に東京フォーラムにおいて実施済みでございます。

○企画財政課参事兼課長兼財政班長事務取扱（今野博行君） 21款町債につきましては、先ほど地方債補正で申し上げたとおりでございます。

次のページにまいります。

○町民医療福祉センター福祉課長（高橋宏明君） 3節過年度収入障害者医療費負担金精算交付金については前年度分の精算でございます。

○まちづくり推進課企業立地推進室長（大崎俊一君） 11目県貸付金債2節工場立地基盤整備事業貸付金1目工場立地基盤整備貸付金について4億円の増をお願いするものです。黄金山工業団地造成経費に充当するものです。詳細につきましては歳出で説明いたしますが、黄金山工業団地造成費用の対象経費5億円の80%が対象となります。終わります。

○議会事務局長（佐々木健一君） 14ページ、15ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款議会費議会管理運営経費1節報酬の議員報酬でございますが、議員定数2名減により減額いたすものでござ

ございます。

9節旅費の費用弁償、普通旅費につきましてはそれぞれ今後の見込みにより減額いたすものでございます。終わります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 2款1項1目総務費でございます。

次の16ページ、17ページお開き願います。

細目2一般管理経費で455万4,000円の増額をお願いするものでございます。12節①通信運搬費50万円の増でございますが、ふるさと納税に係る申請書や振り込み納付書、お礼状等の郵送料が多くなりましたことからその他通常の郵送料も含め今後の見込みを増額しようとするものでございます。

ふるさと納税につきましては、本年9月からインターネットサイトを利用いたしまして受け付けを始めたところでございますが、寄附金額に応じた返礼品を自分で選べるということでこれまでにない寄附をいただいております。参考までに平成26年度におきまして13人から82万円でしたが、本年度は12月1日までに239人から298万8,000円の寄附をいただいております。

次に、13節①委託料で100万円の増額でございますが、公共下水道事業に係る訴訟の弁護士委託料の増額でございます。

18節①備品購入費で5万4,000円の増額でございますが、公印の購入費用でございます。

22節①補償補填及び賠償金で300万円の増額でございますが、これにつきましても公共下水道事業に係る損害賠償請求事件の訴訟和解金でございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長兼財政班長事務取扱（今野博行君） 2目1広報広聴費13節委託料でございますが、PR等用映像として空中からの撮影を考えていましたが、ドローンに関する昨今の社会情勢等を考慮して今回は見合わせることにし減額をするものでございます。

4目1管財一般経費13節委託料でございますが、地域振興公社における平成26年度の決算状況及び平成27年度収支見込み、資金繰り等から、指定管理料の変更協議を行い1,500万円の増額をお願いするものでございます。

5目1企画調整経費1節報酬9節旅費につきましては温泉及びわくや万葉の里の管理等の改善を検討するための委員会委員に係る報酬及び費用弁償をお願いするもので、委員9人で措置をしております。

14節使用料及び賃借料につきましては、10月の大石田町新そば祭りでのバス借り上げ料について参加人数が少なかったため借り上げる必要がなかったことから減額するものです。終わります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 済みません、戻っていただきまして、4目細節2庁舎管理経費で100万円の増額でございます。18節①備品購入費でございますけれども、町長室に設置する応接セット購入費用でございます。

次の18ページ、19ページをお願いいたします。

細目4情報化推進経費18節①備品購入費で11万9,000円の減額でございますが、番号制度関連機器購入に係る契約差金でございます。終わります。

○総務課防災交通室長兼班長事務取扱（達曾部義美君） 8目交通安全対策費4節共済費2万2,000円の増額でございますが、専従交通安全指導員の社会保険料の改正により、保険料が不足するために増額するものでございます。

19節負担金補助及び交付金で18万円の減額でございますが、交通指導隊研修会に伴う事業の確定によるものと、高齢運転免許取得者教育支援事業等の確定に伴うものでございます。終わります。

○**税務課長（泉沢幸吉君）** 2項2目賦課徴収費賦課徴収事務経費①償還金でございますが、100万円の増額をお願いするものでございます。今後見込まれる町税の過誤納による還付金でございます。終わります。

○**総務課参事兼課長（渡辺信明君）** 次のページをお開き願います。

4項8目細目1涌谷町長選挙費195万5,000円の減額でございますが、町長選挙経費の確定によりそれぞれ減額いたすものでございます。終わります。

○**企画財政課参事兼課長兼財政班長事務取扱（今野博行君）** 5項2目4国勢調査27経済政策活動調査につきましては、歳入の交付金に合わせまして今後の見込みで増額をお願いするものです。終わります。

○**町民医療福祉センター福祉課長（高橋宏明君）** 22ページ、23ページ、3款1項1目社会福祉事務経費共済費については臨時職員の社会保険料でございます。28節につきましては国保会計に対する繰出金、人件費分にかかる部分でございます。

3目老人福祉費2敬老事業経費でございますが、敬老会終了により減額するものでございます。

○**町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君）** 5介護保険対策経費28節繰出金297万9,000円の減額でございますが、介護保険会計への繰出金の減額でございます。

次の24ページ、25ページをお開き願います。

7後期高齢者医療対策経費19節後期高齢者医療広域連合負担金29万4,000円の増額でございますが、東日本大震災の被災地負担金免除措置に係る特別負担金でございます。今回の負担金の対象は平成26年4月から12月診療分で免除証明書の発行は87人でございます。終わります。

○**町民医療福祉センター福祉課長（高橋宏明君）** 4目障害者福祉費障害者自立支援費①扶助費につきましては自立支援給付費、補装具支給費について年度末までの見込みにより増減するものでございます。

次の①償還金につきましては前年度分の負担金の償還金でございます。

○**教育総務課子育て支援班長（今野千鶴君）** 2項児童福祉費1目児童福祉総務費4保育委託経費559万3,000円でございますが、13節委託料町内の民間施設、町外施設への委託対象幼児の今後の見込みにより増額をお願いするものでございます。

19節負担金補助及び交付金83万6,000円でございますが、歳入でご説明いたしましたとおり今年度の見込みにより増額をお願いするものでございます。

続きまして、4目児童館費2項児童館運営事業経費28万9,000円でございます。需用費、役務費で今年度の見込みにより増額をお願いするものでございます。

次のページをお開きください。

5目児童福祉施設費1児童遊園管理経費15万3,000円でございますが、城山児童遊園の遊具の踊り場にさびが出ておりまして修繕が必要なことから増額をお願いするものでございます。

6目保育所費2保育所管理経費86万3,000円でございますが、需用費は今年度の見込みにより増額をお願いするものでございます。消耗品は6月7月中に嘔吐下痢症、7月8月には手足口病がはやりまして保健所から清掃回数をふやすよう指導されたことから衛生用品がふえたこと、また給食用食器の破損等の補充等により不足



が見込まれることから願います。

役務費の建物火災保険料でございますが、本来当初で見込むべきものでございました。大変申しわけございません。終わります。

○町民生活課長兼町民生活班長事務取扱（牛渡俊元君） 28ページ、29ページをお開きください。

4款1項3目環境美化推進経費でございますが、臨時事務賃金7万2,000円の減額につきましては狂犬病予防接種受付事務員の臨時賃金の減額でございます。

○上下水道課長（平 茂和君） 5項生活排水処理施設経費でございますが、負担金補助及び交付金④補助交付金ですが、合併処理浄化槽設置事業補助金として3基分137万6,000円の増額をお願いいたすものでございます。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） 4項医療福祉センター費1目医療福祉センター費2医療福祉センター管理経費43万3,000円の増額をお願いするものでございます。

11需用費6修繕費につきましては今後の見込みといたしまして受水槽周りの配管修繕等の小破修理を予定いたすものでございます。

12役務費①通信運搬費につきましては区長配付から郵送へ切りかえたことによる今後の見込み30万円をお願いいたすものでございます。

3病院費1病院対策経費でございます。病院会計につきましては、平成26年度決算でもご報告を申し上げましたが、平成27年度4月1日の期首現金が7,077万5,664円と大変厳しい事業年度のスタートとなりました。4月に1億円の一時借入金を行いまして運用してきたところでありました。当初の計画としましては、病床稼働率85%、外来患者数260人の目標設定ではございましたが、11月末日現在におきまして病床稼働率74.1%、外来患者数249人の実績となっていることから、今後の資金運用状況に支障が生じることから病院事業会計負担金として今回1億5,000万円の補正をお願いいたすものでございます。以上です。

○農業委員会事務局長兼総務班長事務取扱（瀬川 晃君） 6款農林水産業費1項1目1委員会運営経費の報酬ですが、10月末で委員1名が辞任いたしておりますので、減額するものでございます。

30ページ、31ページをお開きください。

○農林振興課長兼農林振興班長事務取扱（遠藤栄夫君） 5目農地費13節委託料でございますが、入札により額が確定いたしましたので、減額するものでございます。

○生涯学習課長（藤崎義和君） 8目農村環境改善センター費1農村環境改善センター運営経費でございますが、13節委託料で22万1,000円の増額でございます。これにつきましては空間アスベスト調査業務委託料27万4,000円の経費をお願いするものでございます。調査内容につきましては室内外4カ所を測定器を使いフィルターを通してポンプで吸い上げ室内で1分間5リットル分、屋外で1分間で10リットル分を採取し、空間線量を測定するものでございます。

機械警備業務委託料5万3,000円の減額につきましては契約差金でございます。

15節①工事請負費外壁改修工事135万2,000円の増額につきましては、農村環境改善センター玄関の雨漏り等に要する所要額をお願いするものでございます。終わります。

○農林振興課長兼農林振興班長事務取扱（遠藤栄夫君） 17目11節、12節につきましては、環境保全型農業直接支援対策交付金事務費歳出見込みによりそれぞれ5万円ずつをお願いするものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、直接支払推進事業費補助金については見込みで8万7,000円の増、環境保全型農業直接支援対策交付金については見込みにより13万3,000円減をお願いするものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

○まちづくり推進課企業立地推進室長（大崎俊一君） 7款商工費1項商工費2目商工業振興費2企業誘致対策経費となります。9節旅費62万8,000円、11節需用費3燃料費3,000円、14節使用料及び賃借料4万3,000円の増をお願いするものでございます。これらは11月会議補正でお認めいただいておりますが、今回は1月から3月までの企業との交渉に要する見込みを計上させていただいております。

続きまして、11節需用費2消耗品3万円の増をお願いするものです。こちらにつきましては、造成に係る関係図書等の購入を行うものでございます。

13節委託料2,500万円の増をお願いいたしますのでございます。こちらにつきましては黄金山町有地に下水道の敷設を行うために設計を行う費用となります。

15節工事請負費3億6,671万1,000円の増をお願いするものです。黄金山町有地の造成及び下水道敷設工事に要する工事請負費となります。

19節負担金及び交付金3その他交付金5,000万円の増をお願いするものです。こちらにつきましては、黄金山町有地に上水道の布設を行うための設計及び工事につきまして上水道会計に負担金として支払うものでございます。なお、歳入で申しあげました県貸付金債の対象は13節委託費、15節工事請負費、19節その他負担金の4億4,171万1,000円に11月会議で補正いたしました5,805万6,000円及び既に予算で使わせていただいております概算工事費の算出のために使っております23万3,000円を合わせました5億円となります。以上です。

○建設課長兼建設班長事務取扱（佐々木竹彦君） 次の34ページ、35ページをお開きください。

8款土木費2項道路橋梁費2道路橋梁総務費につきまして需用費の消耗品で嘱託職員の作業着等に5万円の増額、19節負担金補助及び交付金は歳入でご説明しました田尻川の除草委託金の増額が確定したことにより6万8,000円の負担金を増額するものでございます。

次に、3目道路新設改良事業費に493万円の減額をお願いするものでございます。委託料で交付金事業の増額、単独事業の減額での組み替え、道路用地費に係る新たに用地測量委託2カ所で86万4,000円の差額により643万円の減額をお願いするものでございます。このうち、工事請負費は涌谷不動堂線舗装工事の交付金で513万円の増額、単独事業費分を減額しまして150万円の増額をお願いするものでございます。

次の36ページ、37ページをお開きください。

3項都市計画費公園管理費で184万1,000円の増額をお願いするものでございます。光熱水費で公園管理用の電気料金の増額分と、城山公園の点灯時間の延長により不足が認められることから20万6,000円。修繕料は江合川河川左岸河川公園のベンチ8基が老朽化したための修理費でございます。108万円。園路の石畳の桜の根が成長して段差が発生している箇所が10カ所ほどございます。それを解消するための修繕費として40万円、合計で148万円の増額をお願いするものです。また、手数料で城山公園の電気料切りかえは桜祭り用に配電盤を臨時から常設にしたほうが有利であるということから今回15万5,000円をお願いするものでございます。以上です。

○総務課防災交通室長兼班長事務取扱（達曾部義美君） 9款消防費でございます。2目非常備消防費9節旅費10万8,000円の減額ですが、林野火災防護訓練並びに大崎地域支部講演会等の参加予定者の減、今後の見込みによ

るものでございます。

11節需用費②消耗品費74万7,000円の減額でございますが、歳入でも説明しましたが、消防団新規活動服の契約差金でございます。

27節公課費4,000円の増額でございますが、今年度車検を受けた消防ポンプ車のうち4台が経過年数18年を超えており、積算誤りによる消費税消防ポンプ費重量税の不足になったものでございます。なお、車の年数が18年以上と18年未満を比較すると1,000円増となることから不足となったものでございます。今後このようなことのないよう十分気をつけたいと思います。

3目消防施設費11節需用費⑥修繕費70万円の減額ですが、3分団2班等のポンプ置き場の修繕契約差金と今後の修繕の見込みによるものでございます。

13節委託料10万8,000円の減額ですが、同報系防災行政無線音達調査業務委託料の契約差金でございます。

4目水防費9節旅費で7万4,000円の減額ですが、6月21日大崎市で開催の大崎地域水防訓練が雨天中止、11月4日青森県八戸市での東北水防競技大会の参加予定者が消防団の行事により欠席されたことによる減額でございます。

次の38ページ、39ページをお開き願いたいと思います。

5目災害対策経費14節使用料及び賃借料で4万円の減額です。総合防災訓練事業費の確定によるものでございます。以上でございます。

**○教育総務課子育て支援班長（今野千鶴君）** 10款教育費1項教育総務費2目事務局費2事務局経費714万5,000円の増額でございます。11節需用費、12節役務費、次のページ、14節使用料及び賃借料、18節備品購入費でございますが、小里小学校、箕岳小学校の閉校式に係る経費及び箕岳白山小学校の開校式に係る経費をお願いするものでございます。

前のページに戻りまして、13節委託料でございますが、町内幼稚園、小中学校の校舎と体育館、敷地内の空気中のアスベストの浮遊状況の調査を委託するものでございます。

次のページをお願いいたします。

2項小学校費1目学校管理費2学校管理経費82万5,000円の増額でございますが、11節需用費消耗品は小里箕岳小学校統合に係る経費でございます。修繕料は、小里小学校のトイレの配管を修理するものでございます。12節通信運搬費は統合による切手代でございます。手数料でございますが、町内小中学校の保守点検を行いましたところ、涌一小プール電動弁に漏電が確認されましたことから今回点検調査を行うものでございます。18節備品購入費でございますが、新校舎用スチール書棚を購入するものでございます。

続きまして、2目教育振興費1教育振興経費4,000円の増額でございますが、修学旅行費等の施設入場料をお願いするものでございます。

次のページをお開きください。

3項中学校費1目学校管理費2学校管理経費178万2,000円の増額でございますが、11節需用費消耗品費は平成28年度教科書採択により新しい教科書になることから教師用の教科書、指導書を購入するものでございます。光熱水費、12節役務費通信運搬費は今後の見込みでございます。

18節備品購入費でございますが、教科書採択により新しく英語の教材を購入するものでございます。

続きまして、4項幼稚園経費1目幼稚園管理費2幼稚園管理経費60万1,000円の増額でございますが、11節需用費は今年度の見込みでございます。12節役務費手数料は涌谷幼稚園の蛍光灯交換手数料とストーブの点検手数料をお願いするものでございます。保険料でございますが、保育所費でもご説明いたしました、当初で見込むべきものでございましたが、今回お願いするものでございます。

16節原材料でございますが、幼稚園の駐車場、砂場等の砂利を購入するものでございます。以上です。

○生涯学習課長（藤崎義和君） 44ページ、45ページをお開きください。

5項社会教育費2公民館経費でございます。4共済費③社会保険料1万2,000円の増額につきましては、笹岳改善センター嘱託職員の保険料でございます。

14節使用料及び賃借料18万1,000円の減額でございます。これにつきましては電話設備リース料26万9,000円の減額でございますが、契約差金でございます。清掃用具賃借料8万8,000円増額となりますが、玄関マット、モップ等のリース料をお願いするものでございます。

3目文化財保護費です。文化財保護経費として報償金、講師謝礼を3万円の増額をお願いするものでございます。当初、2万円を計上し大学教授クラスを講師として予定しておりましたが、文化財保護委員会でご意見をいただき今回は涌谷町出身で現在は岩手県一関市の博物館館長の入間田宣夫先生をお招きし、平泉黄金文化と涌谷町の演題で講演をいただく予定でございます。遠方からおいでいただく関係で旅費及び講師のランクが上ということもありまして講師謝礼の不足分の3万円の増額をお願いするものでございます。

46ページ、47ページをお開きください。

6項保健体育費1保健体育総務費でございます。9旅費②普通旅費の5万2,000円の増額でございますが、10月9日に東京で開催されました生涯スポーツ功労者表彰式において、現在社会教育委員であります涌谷スポーツ少年団本部長紺野芳彦さんが文部科学大臣表彰を受賞されましたので、その旅費をお願いするものでございます。

19節負担金補助及び交付金④補助交付金ですが、全国大会等出場補助金の10万2,000円の増額をお願いするものでございますが、これにつきましては涌谷中3年吉住行政区浅野風都君が台湾で開催されるU-15軟式野球第4回アジア選手権大会に宮城選抜で出場するため、補助要綱により補助対象経費と旅費、宿泊費、大会参加費2分の1を補助いたそうとするものでございます。終わります。

○教育総務課子育て支援班長（今野千鶴君） 2目給食センター運営費2給食センター運営経費45万9,000円の増額でございますが、ボイラー、食器保管庫等給食センターの備品の修繕をお願いするものでございます。以上です。

○生涯学習課長（藤崎義和君） 3項体育施設費でございます。体育施設管理経費でございます、11節需用費⑥修繕料70万2,000円の増額でございます。勤労福祉センター内のバスケットボールワイヤーと応急ネットワイヤーの補修と、9月11日の暴風被害でB&G海洋センター艇庫のシャッターが破損したためにその所要額をお願いするものでございます。

13節①委託料体育施設空間アスベスト調査業務委託料として74万8,000円の増額でございますが、先ほど笹岳改善センターでご説明した内容で笹岳地区町民体育館、勤労福祉センター、B&G海洋センター体育館の3カ所の調査を行うものでございます。

18節備品購入費につきましては、管理用備品購入費5万9,000円の増額でございます。こちらにつきましては、涌谷スタジアムグラウンドならし用レーキを購入する経費でございます。終わります。

○建設課長兼建設班長事務取扱（佐々木竹彦君） 続きまして、48ページ、49ページをお開きください。

11款災害復旧費1目道路橋梁災害復旧費180万3,000円の減額をお願いするものです。委託料は箕岳山線設計入札差金43万6,000円の減額、工事費も箕岳山線と成沢地内の工事金額の確定により136万7,000円の減額をお願いするものです。終わります。

○企画財政課参事兼課長兼財政班長事務取扱（今野博行君） 14款予備費につきましては歳入歳出の差額を調整したものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 以上で説明は終了いたしました。

これより質疑を行います。

初めに、人件費全般について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に、第2表債務負担行為補正について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 歳入に入ります。歳入は一括質疑となりますが、21款町債については省略いたします。

8ページ、14款国庫支出金から13ページ、20款諸収入まで質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に、歳出に入ります。歳出は款項による質疑となりますが、人件費のみは省略いたしますのでご注意ください。

14ページから15ページまでの1款議会費1項議会費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 14ページから19ページ、2款総務費1項総務管理費について質疑ございませんか。8番。

○8番（門田善則君） 誰もいないようなので質疑をさせていただきます。

まずもって、総務費の中の地域振興公社なんでありますが、今回もまた1,500万円ほど入れるということで、これなんですけれども、本当に今後涌谷町で地域振興公社の運営が果たしているのかどうか。後のほうでこの辺についての審議会というか、検討委員会みたいなをつくる予定がありますが、私としてはもう無理だろうと。どこかのプロをお願いして委託をして任せるべきではないかと。これ以上もう一般会計から繰り入れは無理だと考えますが、その点についてお聞きしたいと思います。

次に、町長室のテーブルか椅子かわかりませんが、買うということで100万円。前の町長のときも同じでした。変えました。町長変わればテーブルも椅子も買わなきゃだめですか。町民の税金ですよ。町民は納得しますか。

次に、温泉の検討委員会報酬9人分45万円。どういう方を選んで、プロを選んでいきますか。その辺お聞きします。3点。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長兼財政班長事務取扱（今野博行君） お答えいたします。

まず、温泉の地域振興公社指定管理料1,500万円でございます。指定管理につきましては、平成27年度が初年度ということで1年目ということになっております。確かに、議員さんおっしゃるとおり昨年度の収支については約1,700万円収支の赤字が出ております。今まではこちらの地域振興公社の立ち上げからの経緯もございまして、今も一番ここがよろしいだろうということで指定管理を行政としてはお願いしているところでございます。そちらも今後全て含めまして今回立ち上げます改善検討委員会で、それも含めて具体的に検討していきたいと考えております。

総務は後ほどといたしまして、私のほうの改善検討委員会でございますけれども、委員9人ということで今の議員さんのおっしゃるプロと、経済的にといいますか、経営のコンサルタントが入っているかというお話でございまして、そちらは今回は入ってございません。今まであちらにかかわってきた専務理事さんとかそちらの関係の方9人をお願いするところでございます。私からは以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 私から応接セットの購入について説明させていただきます。

今、門田議員さん、ご質問がございましたけれども、前町長の際にもテーブルと椅子を購入しております。前町長が購入した際には、あの部屋でいろいろなことを打ち合わせしようということで購入したと伺っておりますけれども、打ち合わせ用の椅子については今回副町長の部屋でやるということでこれまで副町長室に置いていた応接セットを今現在町長室に置いてありますけれども、今現在使用している応接セットが平成4年に購入したもので大分古くなっていることから今回新しいものを買いかえようということでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 地域振興公社なんですけれども、これは町長自身も恐らく政策課題の一つかなと考えております。町民の方も相当この問題については興味を持って監視をしているところであります。私たち議員も今回の選挙に当たってはそういう言葉を運動について聞くことが多いです。何とかしろということで。

そういった意味では、私は先ほど、後で出てきますけれども、9人の部分の中で検討すると言っておりますがやはりもう限界に来ているんだろうと。だったら、やはりプロ、大きなホテルなりレジャー施設で支配人をやってきた、または社長をやってきた方にその検討をお願いするなり、今の話を聞くと今まで専務やった方といったってそのときも利益出ていないでしょう、私から言わせたら。その方が話し合いしたり、何言うんですか。自分のときはこうだったって言ったって。全然意味ないと思いますよ。何でそういう人たちで検討しなきゃいけないんですか。今までやってきた理事はみんなやめなきゃいけないと思いますよ、私は。経営下手なんだから。何でその人たちを使っているの。一新したらどうですか、町長。いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（佐々木忠弘君） 門田議員さんのご指摘がありましたけれども、天平の湯だけじゃなく前にも話しましたけれども、ろまん館、研修館、いろいろの中で振興公社が運営をいただいております。温泉施設においては平成10年にスタートして多分議員さんたちもおっしゃっているとおり、もうけたから涌谷町に寄附ということで3億5,000万円くらい寄附になっております。

その中で来たわけですが、民設で日帰り温泉施設ができたということで利用客が若干減っております。ここ二、三年なんですけれども、悪いうわさといえますか、温泉の水が汚いといううわさが立って利用客が減

ったということもありますので、それを今後改善委員会をつくりましても、以前やっていた理事さん、専務理事さんとか、そういう方々のやっていたときの温泉施設ってどうだったんだろうと、今の温泉施設はどうなんだろう。それから、レストランを下に下げたりいろいろな工夫はしているんですけども、ボイラーも入れてどうのこうのというのもありましたけれども、それらのことがうまくいったのかいかないのか、そこも検証しなきゃいけないということで検討委員会を立ち上げたと。

その中で最終的に指定管理ということで進めていくわけですけども、地域振興公社という町がつくった、この間もお話ししましたが、利益追求型の温泉施設ではないということをやはり町民の人たちに知っていただいて町民の人たちにあそこで憩いの場となるようなもの、その中である程度のプラスマイナスゼロであれば最高ですけども、若干サービスということを考えれば行政がそういう面について負担をするということであればそれがそれなりの住民サービスになるということだと思いますので、その辺を検討委員会で検討していくということで今考えております。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 改善されることは私も常に願っている一人であります。副町長が言うように間違いなくそういうつくったときの経緯はそのとおりだと思います。オープンしてから6年間か7年間繰り入れをしてきました。大した金額じゃありません、私から言わせれば。なぜかというそれ用に使っている金額、今から3年前に3億円、4億円の金を使っているんですよ。井戸を掘ったり、天井が落下したとかいろいろなことで。でも、じゃあ副町長に聞きますけれども、どれまでかけても赤字になっても負担はしようがないということで経営を続けるんですか。まず、それを1点聞いておきますけれども、幾らまでだったら耐えられるんですか。町民はこの14億円の町民税を払っている中で皆さんはもっと違うところに使ってほしいという方もいるかもしれません。それを踏まえてどう考えますか。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（佐々木忠弘君） 門田議員さん、指定管理者制度というのをもう少しご理解してほしいんですけども、温泉施設の施設そのものについては町が建てて町が修繕していかなきゃいけないものでございます。ですから、例えば今回1億3,000万円のボイラーとかについては全部町が設置をしておく。その設置されたものを管理運営していくのは地域振興公社に指定管理ということでお願いしてございます。

今回、1,500万円の赤字分については管理運営の中で出た赤字ということで、先ほど言うように何億円もかけて直したとか何とかというのは全部町が政治政策の中で温泉を建ててそれを住民の人たちにサービス提供としてやろうということでスタートしたものですから、それは公社の責任じゃなくて町の政策としてどうあるべきかということを議論すべきであって、公社がどうのこうのじゃないと思います。その辺をご理解いただきたいと思います。（「だから、いつまで指定管理でやらせるのということ。」の声あり）指定管理は3年が期間でございます。昨年指定管理にしていますので、あと2年残ってございます。（「その分についての考えは」の声あり）

○議長（遠藤稔雄君） 議長を通してください。4回目の質問を許します。

○副町長（佐々木忠弘君） 指定管理については3年間の中で、いろいろの市町村でやっている指定管理については公募で指定管理者を決めてやっているところもありますし、うちの地域振興公社にお任せしているというこ

とは温泉経営だけじゃなくてさっき言ったようにろまん館とか研修館とか夢ショップですか、そういうものもまぜて地域振興という形でお願いしたいということで管理運営お願いしていただいておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） それでは、18ページから19ページ。2項徴税费について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） それでは、20ページから21ページ、4項選挙費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 22ページから25ページ、3款民生費1項社会福祉費について質疑ございませんか。22ページから25ページまで。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 同じく、20ページから21ページ5項統計調査費について質疑ございませんか。

失礼しました。24ページから27ページまで児童福祉費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 26ページから29ページ、4款衛生費1項保健衛生費について質疑ございませんか。8番。

○8番（門田善則君） 29ページでありますけれども、負担金補助及び交付金、病院対策経費1億5,000万円。

（「保健衛生費」の声あり）何だ、29ページって言ったじゃない。

○議長（遠藤釈雄君） 29ページの上のほう、保健衛生費です。（「ああ、そう」の声あり）よろしいですか。

それでは、28ページから29ページまで4項医療福祉センター費について質疑ございませんか。8番。

○8番（門田善則君） きょう、センター長が来ておりますので、この機会ですからまた質疑をさせていただきます。

まず、今年度当初予算2億6,000万円、次に9月補正6,000万円、次に12月補正1億5,000万円。トータル4億7,000万円。これが今回の病院に繰り入れる金額になっております。毎回お話、同じことを言うわけでございますが、センター長は全適ということで全権限を持って今病院経営に当たっていると。会計は企業会計であります。企業会計というのは収入があって支出がある。会社経営と全く同様でございます。（「病院事業会計じゃないのか。」の声あり）

だって、繰り入れの部分だもん。1億5,000万円入れるんだから。だから、本日聞くのは入れることについてどうなのかということを知りたいです。

私は今の病院が大変な状況にあると考えております。正常ではないだろうと。そこで町長に聞くのは、病院で足りなくなる、資金ショートするからお金をくださいと言われたときに、どこまでだったらつぎ込みできるのかということを知りたい。その辺いかがですか。

○議長（遠藤釈雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 病院経営についてのお尋ねでございます。設置者は涌谷町ということで病院がある限り涌谷町が責任を持って設置していかなければいけないということでございまして。当然門田議員がおっしゃいますよ



うに、医療費や病院経営の中でのマイナスというのは非常に財政にこたえてまいります。そのこともお願いしながらセンター長といろいろお話ししながら改善検討委員会の中で出されました数字につきましては、町でもってやらなければいけない。そこまでについては病院側も責任を持つという話し合いをしている。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 私は、このやりとりをセンター長に聞いてほしかったものですからお話ししているんですけども、繰り出すのは町ですから、町は町民の、大事な預かった税金をうまく運用するのも経営者です。それが町長だと思います。執行者だと思います。それを、使っていいか悪いかをチェックするのが議会であります。それがチェック機能であります。私は町民から負託された議員でありますから、町長が間違った方向に行くようであればそれは間違ってるんじゃないんですかと言うほうなんです。そしてとめる役にも立たなきゃないんです。

だから、言っているのは、今答えになっていないんですけれども、4億7,000万円、ことし入れています。来年もし5億、今基金残高が7億円しかありません。来年当初予算組むときにまた4億円か5億円繰り入れなきゃなりません。どうしますか。ことしと同じだったら、いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 経営につきましては、先ほど申し上げましたように、いろいろと病院側とも協議しながら話し合っていきたい。今後、医療費も引き下げられるようですけれども、その辺のところまできちっと相談しながら負担のならないような改革検討委員会の中で示した数字の中でおさめていただくように指導してまいりたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 町長、公約は守りましょうよ。町長が個人演説会で、病院どうするのやとみんなに聞かれたときに何て答えました。私、聞いていますよ。もう、限界だべと。トップも変えなきゃないんでないとか、そういうことまで言われたそうですね、町民の方に。そういうとき返事しているんですよ。私もきちんとやります、てこ入れしますと。はっきり言ったそうですね、私、聞いていますよ。そこを聞いているんですよ。やる気あるんですか。やらなきゃもうだめですよ。来年予算、財政課長組めませんよ。この機会じゃないですか。私も出されたら応援しますよ。やるべきじゃないですか。来年予算組めませんよ、これでは。来年基金ゼロですよ。どうしますか、町長。はっきり言ったほうがいいですよ、ここで。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） そのことも含めて検討してまいります。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。11番。

○11番（長崎達雄君） センター長も来ているんですからお聞きするんですが、公立病院は不採算部門も抱えているから赤字は当然だと、通常言われておりますが、やはり企業会計でやっているものです。26年度、単年度の赤字が1億6,000万円とかと言っています。今、説明で27年度のスタートで現金が7,070万円とかそれぐらいしかない。そして今回の1億5,000万円補助負担金を出していますね。

やはり、このような状況が続くということは病院の運営の仕方を抜本的に変えなきゃならない、そう思いますが、どういう改革を検討委員会でやっているんですか。

○議長（遠藤釈雄君） 青沼センター長。

○町民医療福祉センター長（青沼孝徳君） 今、涌谷町の病院をつくったときのことを思い出していただきたい。

前々からお話ししていますけれども、お2人の議員さんは結局病院というのは企業であると、要するに収支バランスとればいいんだと、そこに究極の目的であると、いつも何度もこういう議論をしております。涌谷町は本当にそれでいいんでしょうか。

地域包括ケアシステムということをはじめたときに、町民の皆さんの安心安全健康、お金に計算できない部分ということも含めて町民の健康づくりをしていくということを目指してきた町ではないでしょうか。そこをお忘れになっているんじゃないかと思います。

そういう中で、今病院長が確かに企業としてだけ考えますと大変負担というかマイナスですね。ただ、これはみんな町民の皆さんが負担しているわけじゃなくて、町、国がいろいろな面で公的、ここを言わないで、絶対言わないでいかにも町民がみんな負担しているような形で言いますけれども、そうではないです。町民の皆さんが負担してきたことは一体幾らあるかということをよくお考えになって答えないといけないと思いますね。

今まで、町民の皆さんの負担は極めて少なかったと私は思っています。

今まで、私がここに招聘されてきたときに、町もきちんとまちづくりの中で町民の皆さんも健康、保健、福祉、医療を構築するためにそれなりにご負担があれば、今このような形で財政に困るようなことはなかったと思います。そういうことでぜひ医療センター、特に病院だけを取り上げて言いますけれども、トータルに考えていただきたい。これを考えないと皆さん、責めるのはよろしいですけれども、そういう中でもしこの病院がなくなったら皆さんはどうするかということをよくお考えになってご質問されたほうがいいと思います。

○議長（遠藤釈雄君） 11番、そのほかの皆さんに申し上げますけれども、これは病院会計に出す負担金の問題です。それにかかわる質問としてお受けしますけれども、病院企業会計においては日程は15にありますので、詳細についてはそのほうでおやりになったほうがいいのかなと思いますので、その出口の部分での議論をお願いします。

よろしいですか。

それでは、28ページから31ページまで6款農林水産業費1項農業費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 次に、32ページから33ページまで、7款商工費1項商工費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 34ページから35ページ、8款土木費2項道路橋梁費についてです。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 36ページから37ページまで3項都市計画費について、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 36ページから39ページまで、9款消防費1項消防費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 38ページから41ページまで10款教育費1項教育総務費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは40ページから41ページまで2項小学校費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 40ページから43ページまで3項中学校費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 42ページから43ページまでの4項幼稚園費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 44ページから45ページまで5項社会教育費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 46ページから47ページまで6項保健体育費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 48ページから49ページまで11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 48ページから49ページまで14款予備費1項予備費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第85号 平成27年度涌谷町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立多数であります。よって、議案第85号 平成27年度涌谷町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決されました。

ここで時間を1時間延長しておきます。

休憩します。再開は3時40分といたします。

休憩 午後3時27分

再開 午後3時40分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。



◎議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第10、議案第86号 平成27年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第86号の提案の理由を申し上げます。

本案は既定の予算額から歳入歳出それぞれ20万4,000円を減額し、総額を27億2,825万5,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、職員人件費の調整による減額を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますのでよろしくお願ひ申し上げます。（「説明省略」の声あり）

○議長（遠藤稔雄君） 省略でいいんですか。説明いりませんか。

失礼しました。説明を省略して質疑に入ります。なお、質疑は一括質疑となりますので、ご了解いただきたいと思ひます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第86号 平成27年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませぬか。

〔「異議なし」と言うひとあり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号平成27年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第11、議案第87号 平成27年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第87号の提案の理由を申し上げます。

本案は既定の予算額に変更はございませぬが、歳出におきまして職員人件費の減額を行うほか、一般管理経費や公共下水道建設事業費及び公債費で増額を行い、予備費において調整するなどの補正を行うものでございませぬ。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますのでよろしくお願ひ申し上げます。（「説明省略」の声あり）

り)

○議長（遠藤稔雄君） 説明を省略いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第87号 平成27年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号 平成27年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第12、議案第88号 平成27年度涌谷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第88号の提案の理由を申し上げます。

本案は既定の予算額に変更はございませんが、歳出におきまして農業集落排水設備費の農集排管理費で減額を行い、同じく処理施設管理費で増額をするなど所要の補正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますのでよろしくご説明申し上げます。（「説明省略」の声あり）

○議長（遠藤稔雄君） 説明を省略いたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第88号 平成27年度涌谷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号 平成27年度涌谷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第13、議案第89号 平成27年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第89号の提案の理由を申し上げます。

本案は既定の予算額から歳入歳出それぞれ203万9,000円を減額し、総額を16億5,208万6,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、職員人件費の調整による減額及び介護予防支援業務委託の増額を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますのでよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（遠藤釈雄君） 健康課長から順次説明をお願いします。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） それでは、議案書6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入でございますが、7款繰入金1項2目①介護予防事業費繰入金50万1,000円の減額②包括的支援等事業費繰入金249万3,000円の減額でございますが、歳出5款地域支援事業費人件費の減額等に伴うものでございます。

次に、3目①職員給与費等繰入金3万8,000円の減額②事務費繰入金5万3,000円の増額でございますが、歳出1款総務費の人件費の減額及び一般管理費の増額に伴うものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター参事兼福祉課長（高橋宏明君） 9款3項1目①介護予防支援サービス計画費収入94万円でございますが、要支援者の介護予防支援サービス計画費の報酬でございます。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款総務費2一般管理経費5万3,000円の増額でございますが、事務補助に係る嘱託職員の社会保険料1万8,000円の増額及び介護給付費通知作成手数料を年度末までの見込みで3万5,000円の増額をお願いするものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター参事兼福祉課長（高橋宏明君） 10ページ、11ページ。

2項1目2包括的支援事業費でございますが、先ほどお認めいただきました介護条例改正に伴いまして、28年1月より認知症初期支援チームを立ち上げるためその検討委員会も同時に立ち上げ、その委員さんの報酬と費用弁償について3万円お願ひするものでございます。

2目1介護予防支援事業費につきましては、歳入でお示しいたしました介護予防支援サービス計画費の計画書の作成委託料94万円でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤釈雄君） これより質疑に入ります。一括質疑でございます。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第89号 平成27年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第89号 平成27年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第14、議案第90号 平成27年度涌谷町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第90号の提案の理由を申し上げます。

本案は収益支出といたしましては福沢第3水源に現況調査委託料及び人事異動による職員人件費につきまして増額を行い、また資本的収入としまして企業債国庫補助金の減額、黄金山地内配水管布設工事負担金の増額。

資本的支出といたしまして、黄金山地内配水管布設工事に伴う建設改良費の増額をいたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますのでよろしくお願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） 議案第90号 平成27年度涌谷町水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

2ページをお開きください。

第4条企業債の借入限度額の減額でございます。老朽管更新事業の今年度事業費確定見込みにより800万円の減額をお願いいたすものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。

収益的支出の補正でございます。1 営業費用 2 配水及び給水費10委託料でございますが、福沢第3水源が揚水不良を起し、調査が必要となったことから157万3,000円の増額をお願いいたすものでございます。

12ページ、13ページをお開きください。

資本的収入及び支出の補正でございます。収入でございますが、1 企業債につきましては先ほど申し上げた本町新町の老朽管更新事業費確定見込みにより800万円の減額をお願いするものでございます。

2 国庫補助金につきましても同様に、事業費確定見込みにより241万3,000円の減額をお願いいたすものでございます。4 負担金につきましては、先ほど一般会計でお認めいただきました涌谷町黄金山工業団地造成事業として水道施設を布設するための負担金でございます。

次に、支出でございますが、1 建設改良費10委託料及び16工事請負費につきましては負担金をいただきました涌谷町黄金山工業団地造成事業に伴う配水管の布設工事、設計委託料と配水管の布設工事費でございます。施工延長につきましては県道涌谷田尻線から約1キロ、口径100ミリを予定しております。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。一括質疑といたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第90号 平成27年度涌谷町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第90号 平成27年度涌谷町水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第15、議案第91号 平成27年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第91号の提案の理由を申し上げます。

本案は、収益的収入並びに資本的収入におきまして一般会計からの負担金を繰り入れするものでございます。収益的支出におきましては夜勤従事者の健康診断費用を支出、厚生福利費、応援医師の食糧費、医療介護業務支援委託等の新規の業務委託やオーダーリングシステム等保守点検の増額、医師会の会費区分の見直しや新規の宮城医療福祉情報ネットワーク協議会会費及び電子カルテ導入に伴う消耗品費や固定資産除却費等の増額を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） それでは、議案第91号 平成27年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開き願います。



第2条におきまして、予算第3条で定めた収益的収入に8,800万円、収益的支出に3,016万3,000円の補正をそれぞれお願いいたすものでございます。

第3条におきまして、予算第4条で定めました資本的収入に6,200万円の補正をお願いいたすものでございます。

予算書4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入の補正でございます。

1款2項3負担金交付金1節他会計負担金として8,800万円の補正増をお願いするものでございます。これは、先ほど町長がご説明いたしましたとおり一般会計補正予算としてお認めいただきました病院事業会計負担金1億5,000万円のうち8,800万円を医業外収益として補正いたすものでございます。

次に、収益的支出の補正でございます。

2款1項3目経費1節厚生福利費につきましては夜勤従事者の健診費不足等によります7万3,000円の増。5節消耗品費につきましては主に電子カルテ導入に伴います消耗品等の不足分175万2,000円の増。9節食糧費につきましては応援医師食事代等の不足分6万円。

17節委託料につきましては当初予算で見込んでおりませんでした4月から毎日実施しております物忘れ外来の業務支援委託料1,404万円分、看護師確保コンサルティング料5名分でございます。4月1日から採用しておりますが、業者紹介によるコンサルティング分510万8,000円。オーダーリングから電子カルテに変更したことによる保守点検等の追加499万円。感染性廃棄物収集運搬処理業務委託料でございますが、これまで布製エプロンで対応しておりましたがこれは第三者の感染対策委員会からディスポエプロンへ変更という勧告がございました。感染対策上の観点から早急にディスポエプロンへ変更したことによる収集運搬処分業務が増額しました。その増額分141万6,000円。あとは糖尿病検査等自動分析装置の保守料、これは4月から導入しているところでございますが、60万9,000円等全部合わせますと2,668万2,000円の委託料の増額をお願いいたすものでございます。

18節諸会費といたしまして、新規に宮城医療福祉情報ネットワーク協議会、会費といたしましては27万円の会費でございますが、ほかの会費等の見直し等がございまして補正額としては25万8,000円の増をお願いするものでございます。

20節雑費につきましては電子カルテ用のマスター著作権使用料等、クリーニング代等の増額による年度末見込み額として128万8,000円の増となるものでございます。

2目資産減耗費2節固定資産除却費5万円の増は医療機器3台分の除却によるものでございます。

次に、資本的収入の補正でございます。

3款9項他会計負担金1目他会計負担金1節他会計負担金として6,200万円の補正増をお願いいたすものでございます。資本的支出の企業債償還金は今年度予算額1億6,792万2,000円でございますので、今回資本的収入の補正により一般会計からの繰り入れ、総額は1億6,700万円となり、4条予算における一般会計からの繰入金につきましては企業債償還金の財源といたすものでございます。3条予算における当年度損益につきましては、6,256万3,000円の赤字、減価償却前ですと6,797万3,000円の黒字となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤釈雄君） これより質疑に入ります。一括質疑となります。質疑ございませんか。11番。

○11番（長崎達雄君） 補正のほうで、一般会計で中途半端になりましたので、継続してお伺いします。補正の説明でも一時借入金や今回1億5,000万円の補助金、当初の現金が7,070万円とか危機的な状況だということは説明があったんですが、それで管理者にどういう改革をしようとか改革委員会でお話をなさっているのか、そこがなかったのでお聞きします。

○議長（遠藤稔雄君） 青沼センター長。

○町民医療福祉センター長（青沼孝徳君） お答えします。

今度の改革、これは前の第1次もそうでしたけれども、まず地方は病院があるための交付税措置というのがございますけれども、それに関しては一応全額を入れてもらう。元利償還、病院を建てたときの建物というのは本来であれば涌谷町がきちんと財源を持って建てればそういう元利償還というのはないわけですが、当然そういうお金がない中で建てますとそれに対する償還がある。それを医業収益から、特にこういう地域で収益を上げて建物の分まで払うのは大変でしょうということで私がお願いしたのは元利償還分と、先ほど申し上げたように医療センターの病院というのは涌谷町のいわゆる安心安全、健康に暮らすための一つの部門でございまして、これが全てではございません。いわゆる地域包括ケアシステムを構築するための一つの手段ですね。そういう面で採算性は非常に低い。

御存じのとおり。予防活動をすれば病院企業だけ考えれば何度も私ここで申し上げてはいますが、できるだけ多くの患者さんに来ていただいてできるだけ多くの医療を必要とする方、重症の方、検査もしなくちゃいかん、薬もいっぱい出さなくちゃいかん、そういう方々ができるだけふえないようにしようというのがこの町の考え方でございます。

そういう意味で、地域包括ケアシステムというのは町民の皆さんが元気で暮らす、できるだけ病院にかからなくて済むようなシステムを構築しましょうと、国も今今年の医療介護総合確保推進法で、各地域で今後は大体中学校区レベルで地域包括ケアシステムを構築しましょうと、こうしないとこれからの高齢社会に対応できない。これはただ単に病院の方を治療するだけでなく、地域で安心して人々が生活するためにはどういう支援が必要か。そのときに病院が全てそれをできるわけではなくて、病院もその一部の機能になっていろいろな機能がうまく機能することによって住民の方々が生活をしていただく、そういう意味で、私たちのところは病院もあり老人保健施設を持ち訪問看護を持ち、行政の中でも健康づくりというものを積極的にやってきているわけです。

そういう面での地域包括ケアシステム構築のための費用というのもあるだろうと。そういうことを考えて、第2次のガイドライン改革、公立病院改革では出しているところでございます。

総じて、ですから私はこのぐらいの負担はある面非常にリーズナブルな負担ではないかなと。むしろ、今までがこういうことがなくて、こういうことを負担しなくても病院が幸いうまく運営できてきたことをむしろご評価いただきたいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 11番。

○11番（長崎達雄君） これから、人口減少が進みますね。そして、少子高齢化、特に今月号の広報わくやを見ますと生まれる方が10人ぐらいで亡くなる方が二十何人とかって、そういうふうに人口が減ってきます。現在、涌谷町内にもある野崎クリニック、あそこも閉鎖したんですよ。そして、二、三日前の河北新報に酒田の日

本海総合病院、あそこは要するに統合したような格好で運営がうまくいっている。

私も大崎の広域に出ていますので、そんなことも人口減少が進んできているから要するに大崎圏内の病院をサテライトにしたほうがいいんでないかと。大崎の市長も大変いい考えだけれどもすぐにはできないと。これから人口が減ってくるから、単独で運営するのは難しくなるのでないかというお話を頂戴したんですが、涌谷の病院も、今の運営の仕方はこのまま続いていくと本体そのものが苦しいんですから、なかなか思うようなお金も出なくなると思うんです。ですから、やはり改革をすることは必要だと思うんです。その辺をもう1回お聞きしたいんですが。

○議長（遠藤稔雄君） 青沼センター長。

○町民医療福祉センター長（青沼孝徳君） 今、議員がご指摘になったように、これから、これも前にお話ししましたけれども、病院間での役割分担というのは極めて大事だと思います。今までの病院のあり方というのはどちらかというところある意味競い合って設備投資もそうでしたし、人材の確保もやはり競い合ってあちらがこうすればうちももっと負けずに、そういうふうには設備を整えていこうという形でやってきたのが今までの医療のあり方だったと思います。

地域医療構想という考え方があって、2次医療圏単位でそれぞれの病院の役割をそれぞれ認識しましょうと、口で言うのは簡単、なかなか実際難しいかもしれません。そういう中で病院の病床の役割というのは高度急性期、急性期、回復期、慢性期と4つのカテゴリーに分けてそれぞれの病院がどのような病床機能を持つかということを含めて今地域医療調整会議というもので2次医療圏単位で行っているんですね。

そういう中で、私は涌谷町の医療福祉センター、国保病院のあり方というのはこれまではある面365日24時間全科対応、急性期にも慢性期にも回復期にも全てに対応するというので少ない人数で非常に多機能なものをやってまいりましたけれども、冒頭申し上げたような形で役割分担ということを含めて今後2次医療圏単位で行っていく。私もこれについては賛成でございます。

したがって、私たちの涌谷町の国保病院もどのような立ち位置になるかということを含めていろいろ検討したところ、急性期医療、救急医療というのは極めて多くの人材と資材の投入が必要です。ある程度利用者が入れかわり立ちかわり来てもらわないと採算性がとれないですね。大体在院数が2週間とか長くても20日ぐらいですか。そういう形で患者さんがとにかく次から次と入れかわるようなところでないとなかなか成り立たない。

そういう意味では、今ご指摘のように、涌谷町は人口も減っておりますので、急性期の患者さんをどんどん受け入れていくということは現実的ではないだろう。むしろ、回復期並びに慢性期の患者さんを受け入れる。積極的な短期間での治療は大崎市民病院とか石巻赤十字病院で担ってもらって、そこから私たちの病院に回復期を兼ねて転院していただくという病院間の連携は極めて大事だと思っています。

そのための病棟というのが、地域包括ケア病棟というのが新しくつくられました。昨年からは私たち国民健康保険病院のそういうことをうんと要求してきたんですね。回復期の病棟です。こういうものを私たちの病院も積極的に導入していくべきだと思っています。

ただ、私たちの病院は大変古うございまして、30年、つくって大体28年、廊下の幅の問題とか医療環境、療養環境の問題で極めて不利です。そういうことも含めましてどのような形で病棟を運営していくかというのは構造的な問題もございまして、もう一つ大きい問題は毎度申し上げているように人材の確保が非常に難儀してお

ります。そういう中で医療従事者全てがなかなか地域で確保しにくいという現実。これはずっとお話ししてきたとおりです。医師も含め看護師も含めて、いろいろなコメディカルの人たちの確保が難しいながら、かろうじて我が病院は医療法上に違反する、薬剤師だけが違法状態でございますけれども、ほかの部分はぎりぎり満たされておりますけれども、もう少しきちんとした診療報酬の増収とか患者さんの受け入れについてはもう少し規定だけでは足りなくて看護師並びに医師の確保、コメディカルの人たちの確保というものはあわせてしながら、回復期、慢性期の病棟にシフトしていくということが大事だろうと、戦略としてはそのような考えを持っております。

○議長（遠藤稯雄君） いいですか。4番。

○4番（久 勉君） 病院つくる前から従事していて、さっきセンター長おっしゃった目的は何だったのかということとかよく承知しているつもりなんですけれども、先ほどの話の中で町の支援ということなんですけれども、8番議員がどこまでだったら許せるのかということを行いましたけれども、以前にも申し上げたんですけれども、公立病院なるがゆえにやらなければならない不採算部門、それをきちんと数字を出して示すべきだと思います。

それから、今センター長がおっしゃったように、建物そのものは町の財産ですから、病院のものではないわけなので、これはやはり元利償還金、どちらも町が出すのは私は当然だと思います。

改革プラン、地域包括ケアシステムの今年度中に作成ということでまだ見ていないので何とも言えないんですけれども、ただ考え方としてやはりよそでやっていないようなこととか、例えば認知症対策であれば優秀なMRIという機械を持っているんですから、ある程度の年齢以上の方の町民全対象にそれを行うとか、それは当然一般会計で予防対策としてその分は負担するとか、そういうことも新年度に向けて考えていただきたいと思うこと。

それから、以前に秋田の大森病院とか香川県綾川町の陶病院とかお邪魔したときに、これは院長先生は外科の先生ですから何ともこれは微妙なんですけれども、どちらの病院も訪問診察の件数がすごいんですよ。そのすごい訪問件数の中で、半分、約5割が院長みずからが行っている。これはやはり町民との信頼関係を築くには町民の方は院長先生がわざわざおうちへ来ていただくというのは物すごい信頼関係だと思うんです。陶病院に至っては土曜日診療をやっています。水曜日が半分かな、以前にも言ったことがあるんですけれども、デパートじゃないけれども月曜日は休みにして土日やったらどうかと。これはそこで働く人たちにとっては大変負担になるかもしれませんが、病院は病棟は3交代でやっているわけですから、3交代で回せば土日だって回せるんでないかなと。陶病院に行ったとき、患者さんが例えばサラリーマンの息子さんが土曜日休みのときに両親を連れていくことができるとか、そういうメリットもあるわけですので、ぜひそういったことも考えてより今以上に町民に信頼される病院経営というんですか、赤字でいいとか悪いとかいう論議じゃなくて町民に愛されるといいますか、やっぱり涌谷に住んでいてよかった、うちの病院ががんばっているとか、そういう肌で感じるような施策を新年度の予算編成に向けて考えていただければと思います。

これは前にも浅野課長にも言ったんですけれども、不採算部門、部門別の収支をきちんと出して、まだ示されたことがないんですけれども、浅野課長、その辺はどうなっていますか。

○議長（遠藤稯雄君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） 不採算部門に関しましては部門別と申しますか、診療科別のそれぞれの請求内訳というところについてはこれは経営戦略も当然必要でございますので、毎月毎月のデータとしてはとっているところでございまして、なかなか部門別というところにつきまして人件費とか、通常の管理経費、そういったところの案分というのはなかなか出ないところでもありますので、院内としてはそれぞれの診療科別の外来、入院の、そういったデータはとっているところではございます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。8番。

○8番（門田善則君） この機会ですから言わせていただきますけれども、先ほどセンター長が11番議員にお話しした言い方とか聞いてみると、どういう方に、どこまで出世したんだろうという、強い怒りを私は覚えたわけでございますけれども。あくまでも、センター長は町から雇われてセンター長をやっているわけです。それを議会、ここにいる方全員でそれを承認して4年に1回ということで書きかえをして継続させていただいているわけです。

我々が何を心配しているかというのはどうのどくにセンター長は頭のいい方ですからわかっているはずであって、今の病床稼働率が70%台とか普通の高齢化社会を支える病院としては本来あってはならない状況にあるんだろうと私は思います。その辺を何とか改善していただいて、それで事業努力と申しますか、経営努力をさせていただけないのかというのが我々の願いなんです。その辺についてセンター長、いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 青沼センター長。

○町民医療福祉センター長（青沼孝徳君） 先ほど、久議員さんから大変前向きなご提案をいただきました。この中に当然非常に参考になる部分が多うございますので、こういうものも取り入れていくのは大変私も今勉強になったところですよ。

ただ、なかなかその中には職員の了解とか理解も必要でございますし、今後人材を安定して確保していくためにはある程度の院内のコンセンサスと申しますか、そういうものを得ていかななくてはなりませんので少しそれは時間がかかるかもしれませんが、そういう意味での前向きなご提案は大変ありがたく思っております。

○議長（遠藤稔雄君） ただいま、ベッド稼働率とか例えば通院者の増加は、そういった面での答弁を求めているように、私には思えますが。

○町民医療福祉センター長（青沼孝徳君） 病床利用率が低いというのは大変私も、原因はいろいろあるんだろうと思います。確かに、私たちの医師に対する負担が大変大きいということがあろうと思います。多くの患者さんは大体在院日数21日という運営体制をとっておりますので、在院日数を維持するために場合によっては例えばある時期になったときに移っていただかなくちゃいけないという、医療法上ルールがあるんですね。これはこういうものをうまくやりながら病床稼働率を上げていくというのは結構難渋するところがございます。

そういう面で病床利用率が非常に低いというのは私も大変気にしているところです。これは今後、今年度、来年度に今私がいろいろ動いて眼科の医師をうまく確保できれば眼科の先生で来てもいいかなという方がいらっしやるので、眼科というのは大変在院日数が短うございますので、こういう診療科ができていろいろ手術とかやってもらえればもう少し長期にいていただく方と短期に動く方がいますので、そういう意味での在院日数がうまくクリアできれば病床利用率も上がる可能性はございます。

眼科というのは大変外来患者数が多いところでございますので、そういう意味でこの先生、なかなか医者とい

うのは来るまでわかりませんので、いつひっくり返るか、何度かそういうことがございましたので、ここではっきり申し上げられないところがあるんですが、今のところは前向きに検討していただいていますので、そういう先生が来れば少し病床利用率と外来患者数がふえるかなとは期待しておりますし、来年7月には石巻赤十字病院にいる内科の医師が場合によっては来てくれる、そういう大変いい兆しもございますので、医師の数がふえれば病床利用率も上げることは可能かなと思っております。なかなか、医師の確保、看護師さんの確保というのは本当に難渋しております。

そういう意味で、前から申し上げているように私ももちろん努力はしますけれども、ぜひ町を挙げて人材確保、要するに町の人口が減る中で医療介護、こういうものにかかわる人たちがこの町に集ってくれて定住してることが人口増につながることもなろうと思っておりますので、ぜひ議員の皆さんにも広い人脈を通して人材確保にご協力をいただければありがたいと思っております。

○議長（遠藤釈雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 先生も涌谷町立病院のいいときを御存じかと思うんですが、今から十何年前渡辺先生という整形外科の先生、また佐藤先生、手術をいっぱいして売り上げを何億円と上げていた時代、私も議員でありましたけれども、そういう時代もあったんですね。もし、それが継続できていたならば今のような状況は生まれなかったと私は思います。なぜ生まれたのかということをもとに検証すべきだろうと。

もう一つは、経営者というものは、設置者と経営者はまた別でありますけれども、経営者は経営努力というのが一番問われるところだと思います。私も、会社25年経営いたしました。古川のほうで。大変な思いをしたときもありますし、いい思いしたときもあります。大変なときってどういう状況だったんだろうということ、やはり自分にも責任があるんですよ。自分にも責任があるんです。だから、私はそのときは自分を戒めて、ようし飲みに行かないぞとか、いろいろなことを自分に誓うんですね。たばこの本数減らそうとか、そういうことが経営者というのは求められているんだろうと。私もそうやった経緯があります。

ですから、先ほど4番議員が言いましたけれども、信頼される病院づくりというのは何なんだろう。今。町民1万7,000人が涌谷の病院をどのように感じているのか。どのように思っているのか。私たちは改選期を迎えていますから選挙運動して歩きます。いろいろ指摘されます、町民から。一番先に言われるのが町立病院です。だから、ここに座っている方々も私の言っていることはわかっていると思います。でも言わないですけども。言うのは何人かですけども。信頼される病院づくりというのは何なのかということなんです。

だから、私はセンター長にはもう1回初心に帰っていただいて、あのときの渡辺先生と佐藤先生がいたときの気持ちをもう1回思い出していただいて病院改革を進めていただければありがたいのかなと考えておりますが、いかがですか。

○議長（遠藤釈雄君） センター長。

○町民医療福祉センター長（青沼孝徳君） 渡辺君と佐藤君がいたときの気持ちはどうかということですけども、私は変わらないと思っています。彼らはある時期、私の大学の後輩ということもあって来ました。そして、彼らは彼らの考え方があって動いているわけですが、先ほど申し上げたように医療は変わってきています。私が変わる前から時代の流れにきちんと合わせる。過去よかった時代を振り返ってそこに戻す、そういうやり方もあるかもしれませんが、今門田議員さんがおっしゃったのは今の時代には合わないということを私は先ほど

申し上げたところです。

ですから、ああいうふうに急性期、私もここの病院に来たときは積極的に手術をしておりました。非常に多くの手術をしました。でも、先ほど申し上げたように、これからの医療というのは医療圏単位で役割分担ということをしていく。私もそれはむしろ積極的に進めるべきだと思っているところです。ですから、涌谷町の医療福祉センターは、今門田議員さんはここに急性期の整形外科の医者呼んで外科の医師呼んで積極的に手術をしろと。これは戦略的に私は余り正しくないと思うんですね。

そういう意味で、私は今後ここの医療福祉センターの役割というのは回復期及び慢性期、一部急性期をもって初期的な治療に対応していくという戦略を今立てているところです。これは私がいろいろなところで国の動きとかそういうもの、幸いいろいろな面で情報が入るということもあって、そういう意味では私の判断は間違っていないと確信をしております、自分としては。そういう形で医療福祉センターを導いていければなと思っています。

ただ、今過渡期なので新しいことが始まる時というのはいろいろ混乱が生じて、住民の方、国民の方にもそういうことを理解していただくためにも少し時間がかかるんだろうと思います。ただ、流れとしては私は確信をしています。

そういうふうに、医療福祉センターのこれから、涌谷町の医療福祉センターのあるべき姿は私が先ほど長崎議員さんに質問されたとき答えたような形で進めていくのがこの町にとっていいと確信をしています。

○議長（遠藤稯雄君） 8番。

○8番（門田善則君） まず、センター長に今までずっと来たたび質疑をしているのは私だと思うんですが、そのときに必ず言う言葉としてセンター長からお聞きした言葉、涌谷町民の命は地球よりも重いんだ。だから、聞こえてくるのはこれだけの費用が病院に繰り入れられても当たり前ではないかという聞こえをした時期がありました。そう考えるならば、センター長として涌谷町からセンター長の町立病院に幾らの繰り入れがあれば妥当な経営をやっていけるんだと最後にお聞きしますが、考えておられるかお聞きします。

○議長（遠藤稯雄君） 青沼センター長。

○町民医療福祉センター長（青沼孝徳君） このたびの、第2次の公立病院改革ガイドラインで私の考え方をまだ少し詰めなくちゃならない。課長が今ちょっと私が指示していることをまだやっていないのできちんとした不採算部門を、先ほどご質問がありましたけれども、そこのところをきちんと積み上げて、そして第2次ガイドラインとしておおむねはできています。申し上げたように、私がまず基本的に町が負担すべき医療センター、病院を維持するために負担してもらうのは国から来る交付税措置の分と元利償還分、それからもう一つ、3つです。地域包括ケアシステム構築のためのいわゆる病院単体ではなくて包括的にやるためにやはり不採算な部分はございますし、ほかの部分との関連の中でお互いに助け助けられているわけですけれども、そういうものをする部分の費用負担というものをきちんと数字で示して明らかにするべきだと。それはまだ積み上げていないので、早いうちにそれをきちんと早いうちに積み上げてお示しします。

○議長（遠藤稯雄君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第91号 平成27年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立多数であります。よって、議案第91号 平成27年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第16、議案第92号 平成27年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第92号の提案の理由を申し上げます。

本案は、収益的収入におきまして、リフト導入効果検証委託業務受託により、その他事業外収益を増額し、収益的支出におきましてはリフト導入に伴う消耗備品及び賃借料の増額、特浴処分による固定資産除却費の増額や研修参加のための旅費の増額を行うものであります。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますのでよろしくお願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） それでは、議案第92号 平成27年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書1ページでございます。

第2条におきまして予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正をお願いいたしますのでございます。

収入1款老健事業収益2項事業外収益に45万2,000円を増額し、支出2款1項事業費用に80万4,000円の増額をお願いいたしますのでございます。

それでは、補正予算書4ページ、5ページをお開き願います。

今回、宮城県の単独事業といたしまして介護職員の就業環境改善事業（移動用リフト導入効果検証業務委託）が平成27年10月1日付で事業公告がされました。涌谷町老人保健施設として応募いたしましたところ、11月6日付で選定結果の通知を受けました。県内で9施設が選定されております。事業の目的といたしまして介護保険施設等、特別養護老人ホームや認知症の高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、そうしたところにおける介護職員の就業環境の改善を図り、不足する介護職員の確保に資することを目的として介護保険施設等において移動用リフトを使用させ、導入効果の検証を行うことを目的とした事業でございます。



今回、この事業を導入し、検証業務を行うための補正予算となるものでございます。

収益的収入及び支出の補正でございます。収入につきましては、1款2項6目その他事業外収益として県からリフト導入効果検証委託金として45万2,000円の補正増、支出につきましては2款1項2目材料費4節介護消耗備品費13万3,000円につきましてはリフトと利用者をつなぐスリリングシート4枚の購入費用、3目経費15節賃借料につきましては今回使用でありますリフトはレンタルが条件となっております。月額2万円、4台の4カ月分32万円の補正増をお願いするものでございます。

以上が、検証事業分でございます。

次に、5目資産減耗費2節固定資産除却費につきましては、平成7年の開設当初から使用いたしておりました特浴の座位入浴装置を更新したことによる除却処分経費34万3,000円の補正、6目研究研修費4節旅費につきましては年度末までの普通旅費の不足見込み分8,000円をお願いするものでございます。

3条予算におきます当年度損益につきましては131万1,000円の黒字、減価償却前では2,012万8,000円の黒字となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第92号 平成27年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第92号 平成27年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第17、議案第93号 町長等の給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第93号の提案の理由を申し上げます。

本案は、旧籠岳中学校改修工事の施工中にアスベストが検出されるという事態となったこと、また当該事業に関連して実施されました監査結果を真摯に受けとめ管理責任といたしまして私と副町長及び教育長の給料の減額をそれぞれ10%、5%、3%とし、3カ月間実施いたそうとするものでございます。

今回の事案につきましては、涌谷町という行政機構において発生時期にかかわらず行政責任が伴うものでありまして、今回直面する立場として前述いたしました措置にて責任をとり、行政組織全体のけじめをつけようとするもので、今後襟を正して職務に務めるものでありますので、議員皆様方のお一層のご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長、いいですか。

これより質疑に入ります。ございませんか。8番。

○8番（門田善則君） みんなもないということはこれを認めるということですね。議員さん方が。

いや。私からすると、正直まだ議会でもこのことについて、今から議会運営委員会もあるし、全協もあって、この箕岳中問題を話し合うことになっているんですよ。その前に町長の給料を下げますよ、副町長の給料を下げますよっていかなものかと思うんですけども、誰に問題があるのか、監査委員さんのものには3者に問題があるとは出ていますけれども、果たしてそれだけなのか。私からすると一番悪いのは設計者じゃないかという感じもするんですけども、そうすると損害賠償にも値する事案だと私は思っております。そうなった場合には、町長の10%、副町長の5%では済まないんですよ。職員も処分しなきゃいけないです。そこをわかってのこれなのか。その辺はいかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 先ほど申し上げましたとおり、私どもは行政機構の責任者でございまして、誰が悪い彼が悪いということは申し上げません。しかしながら、今これだけのことが起きておりますので、当面行政機構のけじめといたしまして3人がこの際けじめをつけようとするものでございまして、その後のことにつきましては今後議会の皆様方が監査委員さんをお願いしたこともございますけれども、それは議会のこれからの行動でございまして、我々執行者としてのけじめということで、今後職員に対しましても襟を正してしっかりした行政執行をしてもらいたい。そういう意思のあらわれでございまして。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） けさですか。きのうの朝の河北新報の大和町の職員の不祥事ということで出ていましたよね、3件か4件。今回のことというのは町民の税金にも負担を強いたわけですから、職員もわからなかったでは済まない話ですよ。もう経験しているわけですから。これはここに座っている参与の皆さんにも十分理解してほしいんですけども、やはり行政を担う職員にはあってはならないことなんですよ。それ、1回あって議会も許しました。2,500万円が5,000万円になって議会も許しました。それは町民の負担にもなります。

でも、2回目はないだろうということなんですよ。ところが、監査委員さんの報告見れば職員もめくら判なんですね。私から言わせると。監査委員さんの報告を見れば。その職員の処罰もしないで自分の給料だけ10%下げれば町民も納得すると思うんですか。いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） ご理解いただけないようですけども、職員を処分する前に、あるいは職員の処分に波及するものかどうか、その前にそれを執行する我々が襟を正そうとするものでございまして。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 今、監査委員さんの報告を深く受けとめてという言葉が最初に言いましたよね。監査委員

さんがどういう思いで調査をしてどういう思いであの報告書を書いたか。町長だったらわかるんじゃないですか。私の質疑に対して、監査委員さん、最後に何て言いました。いっぱいあるんですよ。ただ、みんな出せませんよ。そこをどうトップとして受けとめたのか。町民に何て説明するんですか。町報で説明しますか。そこはいかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 私も議会の監査委員をしたことがありますので、監査意見の重みは十分に受けとめています。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。11番。

○11番（長崎達雄君） 前者の質問と同じような格好なんですけど、監査委員の監査の所感、笹岳中改修工事3者、発注所管課、設計者、施工業者、それぞれ責任があるということなんですよ。ですから、職員も業者も発注者も責任があると。それ、発注者側の上司だけ、3者責任とったということは、これは町民は納得しないと思いますよ。ですから、私は形のある責任をまずとって今回の工事請負契約は全面的に破棄して最初からやり直す必要があると思います。いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 何か、前回、そういう意見もご理解いただきました。

我々が責任をとる。そしてまた監査意見書にもございました、報告にもございました。それぞれの立場の者が責任ある。それはこれから処分いたします。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。14番。賛成ですか、反対ですか。賛成。ほかにございますか。それでは14番。

○14番（大泉 治君） 本議案の改定案については、議会が任期切れが近いと十分な調査ができないとの判断から議会としての監査請求をさせていただき、本日監査結果が報告されました。その報告書には、発注者、所管課、設計者、施工業者、3者ともにアスベストに関して認識が不足していた。そしてまた、建築基準法、労働基準法に基づく石綿障害予防規則における規定、大気汚染防止法などの確認義務や認識がなかったと。いわゆる、発注者の義務に関する注意がずさんであったという報告だと理解できるし、このことによって統合される笹岳白山小学校の新校舎となるべき改修工事のことであり、4月1日開校の機運が高まっている時期でもあることは皆さんご承知のことです。校舎供用時期がおくれることとなったことは機運に影響を与える重大な問題となったことであり、町長の行政責任者としての責任のとり方と受けとめているところであります。

しかしながら、今回の問題の発生の起因となった発注者及び入札関係者は現三役でなく前の為政者との見方もあり、責任のとり方としては決して適切とは思えない部分もございます。しかしながら、行政にかかわる者の責任のとり方というものを町長みずから、アリの一穴ではないけれどもほかの小さな注意義務を怠ったためにこんなにも大きな問題につながるんだよと、事務執行に当たっては法令等を遵守し、注意義務を怠ることのないようにとの町長の思いが強く感じられる案件であります。

今回の事例を他課の問題だとせず、庁舎を挙げて真摯に取り組み、今後こういった問題が発生しないように望むとともに、職員への喚起につながると受けとめ住民の信頼確保に向けた取り組みがなされることを期待し賛成討論といたします。

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第93号 町長等の給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立多数であります。よって、議案第93号 町長等の給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

ここで時間を1時間再延長しておきます。



#### ◎議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第18、議案第94号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第94号の提案の理由を申し上げます。

本案は、11月第2回会議でお認めいただきました旧箕岳中学校のアスベスト除去等工事でございます。工事は平成27年11月3日付で株式会社北陵建設と9,774万円で仮契約を締結したところでございますが、その工事請負契約について議決を受けようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますのでよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務班長。

○教育総務課子育て支援班長（今野千鶴君） それでは、私から平成27年度旧箕岳中学校石綿除去等工事の契約の締結についてご説明させていただきます。

当該工事は、平成27年度旧箕岳中学校改修工事において石綿の使用が発見されたことから発注するものでございます。そのため、早期完成のために緊急の必要があり、さらに改修工事との関連性、一体的かつ円滑な工事を進めるためにも現場の状況に精通している改修工事の契約履行中の者に履行させることにより、工期の短縮、経費の節減、安全円滑かつ適切な施工が確保できるという理由により、平成27年11月27日指名委員会にて特命随意契約での執行を決定いたしました。指名業者は株式会社北陵建設でございます。これまでの経過といたしましては、平成27年12月30日現場説明、平成27年12月2日見積書を提出、同日落札しております。

以上、工事請負契約の締結について議決を求めるものでございます。なお、工期は契約の翌日から平成28年3月31日まででございます。よろしく願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第94号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第94号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。



### ◎請願・陳情審査報告

○議長（遠藤稔雄君） 日程第19、請願・陳情審査報告。

かねて、総務産業建設常任委員会に付託しておりました平成27年陳情第5号 江合川右岸特殊堤防終了地点から下流部への特殊堤防延長の推進についての要望についての委員長報告を議題とします。

ここで、委員長報告を求めます。総務産業建設常任委員会久委員長、報告をお願いします。

○総務産業建設常任委員長（久 勉君）

涌 委 第 6 4 号

平成27年11月24日

涌谷町議会議長 遠 藤 稔 雄 殿

総務産業建設常任委員会

委員長 久 勉

### 陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定したから会議規則第87条第1項の規定により報告します。

### 記

1 受理番号 平成27年陳情第5号

2 付託年月日 平成27年9月30日

3 件名 江合川右岸特殊堤防終了地点から下流部への特殊堤防延長の推進について

4 結果 採択すべきもの

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。平成27年陳情第5号 江合川右岸特殊堤防終了地点から下流部への特殊堤防延長の推進についての要望書は委員長報告のとおり採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、陳情第5号は委員長報告のとおり採択と決しました。

今回の陳情に関しましては、さきの議会全員協議会にお諮りしましたところ涌谷町議会として国土交通省、東北地方整備局長宛てに要望書を提出する予定であります。なお、その際には三軒屋敷地区、そして江合川左岸笠石地区においての避難道路かさ上げ整備等への支援も含めまして、江合川の治水対策に関する要望書として提出する予定でありますので、ご承知願います。

---

◇

#### ◎請願・陳情

○議長（遠藤稔雄君） 日程第20、請願・陳情。

今期定例会において本日までに受理した請願・陳情はお手元に配付した請願・陳情文書表のとおりであります。

陳情第6号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める陳情書の提出についてと、陳情第7号 東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成28年度継続するための財政措置を求める陳情書は配付といたしましたので、ご了承願います。

ここで、今期限りでご勇退されます議員の方々に議会議員親睦会から記念品と涌谷町長から花束を贈呈します。

加藤 紀議員さん、木村正義議員さん、前へお進みいただきたいと思います。

〈記念品・花束贈呈〉

○議長（遠藤稔雄君） それでは、勇退されます議員の方々からご挨拶をいただきます。

初めに、加藤 紀議員さん、お願い申し上げます。

○14番（加藤 紀君） ただいまは身に余る花束等をいただきまして、まことにありがとうございますございました。

おかげさまで、私も皆様方の温かい議員各位のご支持、叱咤激励をいただきながら28年間務めることができました。このことに対しては執行部の方々の、参与の皆様方の温かいご協力による面も多々あると思いましたが、議員各位と執行部の皆様方の温かいご支持をいただきながら大過なく全うできましたことをこの席をおかりして改めて御礼を申し上げる次第でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 大変ご苦労さまでございました。

それでは、次に木村正義議員さん、お願いします。

○10番（木村正義君） 今、皆さんより、議会の皆さんあるいは執行部の皆さんから多大なる記念品と花束をいただきまして心から御礼とありがとうございますと申し上げます。

私から一言、退任に当たりましてご挨拶申し上げたいと思います。

私も加藤 紀さんよりは1期下で、24年間この議場で皆さんにいろいろとご指導いただきお世話になって今日まで務めることができました。これからは私のほうからお願いしたいのは、今回現職で立候補する各議員の全員の当選を心からお祈りを申し上げ、そしてこの壇上に来ていろいろと少子高齢化を含めた若者の安心して暮らせるまちづくりなど町民のニーズに応えた議会活動をお願いする、頑張っていたきたいと、このように思っています。

また、執行部も大変ではございましょうが大橋町長を初めとして執行部あるいは参与の方々、いろいろとまちづくりにご精進くださるようお願いを申し上げまして私のほうからの今日までお世話になりました挨拶といたしたいと思います。

本当にありがとうございました。

○議長（遠藤稯雄君） 大変ご苦労さまでございました。

以上をもって今期涌谷町議会定例会12月会議に付された事件は全て議了いたしました。



#### ◎休会について

○議長（遠藤稯雄君） お諮りいたします。

本会議はこの後あす12月5日から12月28日までの24日間を休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） 異議なしと認めます。よって、あす12月5日から12月28日までの24日間を休会とすることに決しました。

12月会議は、私の任期最後の定例会議でございます。散会に当たりまして、先例により私から挨拶を申し上げます。

いろいろと至らない4年間の議長でございましたけれども、議員の皆様のお支えをいただきましたし、参与の皆様のお支えをいただきまして、ここまで何とかやってこれたなと思っています。特に、議会事務局の皆様、そしてもとの局長様、もとの班長さん、いろいろお世話になりました。

私としてはできるだけ皆様の声を何とか、何とか進めたいとその一心で来ました。なかなかかなわなかった分もございすけれども、いずれ私どもが年をとって亡くなるとききっとお互いの顔を思い出しながらこの世で頑張ったなと、そういう縁のあった人たちと私は思っております。そういう意味では戦友でございます。参与の皆様含めて戦友でございます。どうぞ、これからもよろしく願い申し上げます。

本当に4年間ありがとうございました。

それでは、ここで大橋町長からご挨拶いただきます。

○町長（大橋信夫君） 今回、新たな決戦のときを迎えます議員の皆さん、期数年数を問わずいろいろな思いがこの議場にあらうかと思えます。それをさらに継続すべき最大限の力を発揮しながら1月の初議会を皆様方と迎

えたいと思いますので、しっかりと戦ってきてください。頑張ってください。

○議長（遠藤稔雄君） ありがとうございました。



◎休会の宣言

○議長（遠藤稔雄君） 本日はこれを持って散会といたします。

皆様、大変ご苦勞さまでございました。

午後5時10分